

別冊「平成17年9月現在・新旧対照表」

頁	旧	新	備考
2	<p>4 課税物資であること</p> <p>酒税収入は平成14年度補正後予算額で約1兆7千4百億円であり、(略)</p> <p>(注) 租税収入に占める酒税収入の割合は平成14年度当初予算で約3.7%</p>	<p>酒税収入は平成17年度当初予算額で約1兆6千3百億円であり、(略)</p> <p>(注) 租税収入に占める酒税収入の割合は平成17年度当初予算で約3.4%</p>	
4	<p>「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の適正な表示</p>	<p>酒類の陳列場所における「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の適正な表示</p>	
5	<p>(新規追加)</p>	<p>〔酒類販売管理者に代わる責任者の指名の基準〕</p> <p>別添1</p>	
6	<p>1 酒類業者の記帳義務</p> <p>イ 仕入に関する事項 酒類の種類、品目別に、仕入数量、</p> <p>ロ 販売に関する事項 酒類の種類、品目別に、販売数量、</p>	<p>イ 仕入に関する事項 酒類の種類、品目、税率の適用区分別に、仕入数量、</p> <p>ロ 販売に関する事項 酒類の種類、品目、税率の適用区分別に、販売数量、</p>	
10	<p>(参考)酒類販売業者が酒類を輸入する場合の税額の申告等</p> <p>イ(イ) 外国から(略)又は別送して輸入する酒類</p> <p>(注) 1 (略) 2 上記酒類を携帯し、又は別送して輸入する場合は、申告書をその地域の所轄税関長に提出する必要があります。</p> <p>郵便で輸入される酒類</p>	<p>外国から(略)又は別送して輸入する酒類(商業目的は適用不可(関税法施行令第3条第1項、関税定率法第3条の2第2項第3号))</p> <p>(注) 1 (略) 2 上記 については、「携行品・別送品申告書」をその地域の所轄税関長に提出する必要があります。</p> <p>郵便で輸入される酒類は申告不要</p>	
13	<p>2 酒類の表示の基準</p> <p>酒類業者は、酒類の種類等の表示義務のほか、財務大臣が定める、酒類の製法・品質等及び、未成年者の飲酒防止に関する事項の表示の基準を遵守することが義務づけられています。</p> <p>(略)</p> <p>(注)財務大臣が重要基準を定める場合には、国税審議会に諮る必要があります。</p>	<p>酒類業者は、酒類の種類等の表示義務のほか、財務大臣が定める、酒類の製法・品質等、未成年者の飲酒防止に関する事項及び酒類の消費と健康との関係に関する事項の表示の基準を遵守することが義務づけられています。</p> <p>(略)</p> <p>(注)重要基準については、「酒類の表示の基準における重要基準を定める件」(平成15.12.19 国税庁告示第15号)に定められています。</p>	

頁	旧	新	備考
14	<p>ロ 酒類の陳列場所における表示 <u>酒類小売業者は、(略)「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の2つの表示をしなければなりません。</u></p> <p>(略)</p> <p>(末尾)表示するものとされています。</p>	<p>酒類小売業者は、(略)「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の2つの表示をしなければなりません。</p> <p>(略)</p> <p>(末尾)表示するものとされています。</p> <p>なお、平成17年9月31日までに、酒類の製造免許又は販売業免許を取得した酒類小売販売場においては、平成19年9月31日まで、平成17年10月1日から平成18年3月31日までの間に酒類の製造免許又は販売業免許を取得した酒類小売販売場においては、平成18年3月31日まで、従前の「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示によることができます。</p>	
14	<p>清酒の製法品質表示基準(平成元.11.22 国税庁告示第8号)</p>	<p>別添2</p>	<p>全部差替え</p>
15	<p>地理的表示に関する表示基準 <u>地理的表示については、(略)を保護することとされています。</u> <u>この協定を受けて、酒類に関しては、「地理的表示に関する表示基準」が定められ、「ぶどう酒、蒸留酒及び清酒」の地理的表示について、次のように取り扱うこととされています。</u> (注) (略)</p> <p>イ <u>世界貿易機関の加盟国においては、その産地以外の地域を産地とするぶどう酒及び蒸留酒に使用することが禁止されている産地表示(例えば、ボルドーやコニャック等)をその産地以外の地域を産地とするものを使用してはならないとされています。</u> <u>また、「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴う場合(例えば、ボルドー風やコニャック風等)についても同様に使用することはできないとされています。</u></p>	<p>地理的表示に関する表示基準 <u>地理的表示については、(略)を保護することとされています。</u></p> <p>(注) (略)</p> <p>我が国では、酒類に関しては、「地理的表示に関する表示基準」(平成6年12月国税庁告示)が定められており、「ぶどう酒、蒸留酒及び清酒」の地理的表示について、次のように取り扱うこととされています。</p> <p>イ <u>日本国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地のうち国税庁長官が指定するものを表示する地理的表示又は世界貿易機関の加盟国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地を表示する地理的表示のうち当該加盟国において当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒若しくは蒸留酒について使用することが禁止されている地理的表示は、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒又は蒸留酒について使用してはならないとされています。</u></p>	

頁	旧	新	備考
15	<p>□ 我が国においては、地理的表示として保護するしょうちゅう乙類の産地として、「<u>壹岐</u>」、「<u>球磨</u>」及び「<u>琉球</u>」の3地域を指定し、その産地以外の地域を産地とするものに当該地域名を使用してはならないとされています（「<u>ぶどう酒及び蒸留酒の産地の指定告示</u>」（平成7年6月国税庁告示））。</p> <p>八（新規追加）</p>	<p>（注）我が国においては、平成7年6月、国税庁長官が国内で保護するしょうちゅう乙類の産地について、<u>壹岐焼酎の産地である「壹岐</u>」、<u>球磨焼酎の産地である「球磨</u>」、<u>琉球泡盛の産地である「琉球</u>」を指定しており、これらの産地を表示する地理的表示は、当該産地において定められた方法で製造されたしょうちゅう乙類以外については使用することはできないとされています。</p> <p>□ 清酒の産地のうち国税庁長官が指定するものを表示する地理的表示は、当該産地以外の地域を産地とする清酒について使用してはならないとされています。</p> <p>八 <u>ぶどう酒、蒸留酒及び清酒については、当該酒類の真正の原産地が表示される場合又は地理的表示が翻訳された上で使用される場合若しくは「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴う場合においても使用してはならないとされています。</u></p>	
17	<p>1 未成年者飲酒禁止法 未成年者が飲用することを知って酒類を販売又は供与した場合には、50万円以下の罰金に処せられます。また、未成年者飲酒禁止法の規定に違反し罰金の刑に処せられた場合、酒税法の規定により酒類販売業免許等の取消事由となります。</p> <p>(3) 事業者は、未成年者の飲酒防止に資するため、(略)となっています。</p>	<p>親権者等は、その子どもが飲酒していることを知った場合には、これを制止しなければならず、制止しない場合には、科料に処せられます。</p> <p>(3) 事業者は、未成年者の飲酒防止に資するため、(略)となっています。なお、「<u>年齢の確認その他の必要な措置</u>」としては、例えば、下記のようなものが考えられます。</p> <p>未成年者と思われる者に対する年齢確認の徹底</p> <p>特に夜間における未成年者の酒類購入を責任を持って防止できる者を配置するなど販売体制の整備</p> <p>未成年者が酒類を清涼飲料水と誤認して購入しないよう、酒類、特に清涼飲料的な酒類と清涼飲料水との分離陳列の実施</p> <p>未成年者のアクセスを防止するよう改良された酒類自動販売機(以下「改良型酒類自動販売機」という。)以外の酒類自動販売機の徹底及び設置した改良型酒類自動販売機の適切な管理</p> <p>カタログ販売やインターネット販売等の通信販売形態で酒類を取り扱う場合における未成年者飲酒防止の注意喚起及び申込者の年齢記載・年齢確認の徹底</p> <p>ポスターの掲示などによる未成年者飲酒防止の注意喚起</p> <p>アルコール飲料としての酒類の特性、特に未成年者の心身に対する悪影響及び未成年者と思われる者に対する年齢確認の実施方法などの従業員研修等の実施</p>	

頁	旧	新	備考
17	(新規追加:上記 を転記)	未成年者が飲用することを 知って 酒類を販売又は供与した場合には、50万円以下の罰金に処せられます。また、未成年者飲酒禁止法の規定に違反し罰金の刑に処せられた場合、酒税法の規定により酒類販売業免許等の取消事由になります。	
17	2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 6月以下の懲役又は罰金	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金	
18	4 自動販売機のみによる酒類小売業免許 自動販売機のみによる酒類小売業免許は付与しないことに取り扱われています。	自動販売機のみによる酒類小売業免許は未成年者飲酒防止及び交通事故防止の観点から付与しないことに取り扱われています。	
19	中央酒類審議会報告 「アルコール飲料としての酒類の販売の在り方について(中間報告)」	「アルコール飲料としての酒類の販売等の在り方について(中間報告)」	
19	(7) 酒類販売業等に関する懇談会のとりまとめ (末尾)「できるだけ酒類業界の自主的な取組によることが必要」としています。	(末尾)「できるだけ酒類業界の自主的な取組によることが必要」としています。 さらに、平成16年2月に再開された懇談会においても、未成年者飲酒防止への取組のひとつの対応策として、「成人識別機能のない従来型の酒類自動販売機の完全な撤廃」が示されています。	
19	自動販売機の撤廃に向けた今後の取組 国税庁及び全国小売酒販組合中央会においては、酒類販売業等に関する懇談会のとりまとめを踏まえ、今後、酒類の自動販売機の撤廃に向けたアクションプログラムを策定し、同アクションプログラムに沿って酒類の自動販売機の撤廃に向けた取組を推進していく予定です。 (参考) 酒類の自動販売機の設置状況 平成14年4月1日現在、全国の従来型機の設置台数は、約6万4千台です。 全国小売酒販組合中央会が撤廃決議した直後(平成8年3月31日現在)の全国の従来型機の設置台数約18万6千台の約35%にまで減少してきています。	国税庁では、引き続き従来型機の撤廃について適切な指導を行うとともに、やむを得ず酒類自動販売機を設置する場合には、改良型機を設置し適切な管理を行うよう指導を徹底することとしています。また、今後、全国小売酒販組合中央会とも連携し、従来型機の撤廃、改良型機への移行、より長期的にはすべての酒類自動販売機の撤廃に向けた取組についての検討を進めていくこととしています。 (参考) 酒類の自動販売機の設置状況 平成17年4月1日現在、全国の従来型機の設置台数は、約3万1千台です。 全国小売酒販組合中央会が撤廃決議した直後(平成8年3月31日現在)の全国の従来型機設置台数約18万6千台の約16%にまで減少してきています。	
20	酒類自動販売機の設置台数の推移	別添3	データの更新

頁	旧	新	備考															
21	<p>酒類の自動販売機の設置禁止条例等 青森県深浦町などの地方公共団体においては、酒類の自動販売機の撤去や設置する場合の適切な管理などを内容とした条例が制定されています。 (参考)酒類の自動販売機の設置禁止条例を制定している地方公共団体</p> <table border="1" data-bbox="260 398 716 680"> <thead> <tr> <th>地方公共団体名</th> <th>条 例 名</th> <th>主 な 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青森県 深浦町</td> <td>自動販売機の適正な管理に関する条例</td> <td>酒類の自動販売機を屋外に設置しないこと</td> </tr> <tr> <td>岩手県 一関市</td> <td>酒類の自動販売機の設置に関する条例</td> <td>酒類自動販売機を撤去すること 酒類は午後11時から午前5時に販売しないこと</td> </tr> <tr> <td>埼玉県 秩父市</td> <td>酒類自動販売機の適正な設置及び管理に関する条例</td> <td>酒類の自動販売機を屋外に設置しないこと 酒類は対面販売を行うこと</td> </tr> <tr> <td>大分県</td> <td>青少年の飲酒及び喫煙の防止に関する条例</td> <td>酒類の自動販売機を屋内その他適切な管理が行える場所に設置すること 屋外に設置する自動販売機による酒類の販売を午前5時から午後11時までとすること</td> </tr> </tbody> </table>	地方公共団体名	条 例 名	主 な 内 容	青森県 深浦町	自動販売機の適正な管理に関する条例	酒類の自動販売機を屋外に設置しないこと	岩手県 一関市	酒類の自動販売機の設置に関する条例	酒類自動販売機を撤去すること 酒類は午後11時から午前5時に販売しないこと	埼玉県 秩父市	酒類自動販売機の適正な設置及び管理に関する条例	酒類の自動販売機を屋外に設置しないこと 酒類は対面販売を行うこと	大分県	青少年の飲酒及び喫煙の防止に関する条例	酒類の自動販売機を屋内その他適切な管理が行える場所に設置すること 屋外に設置する自動販売機による酒類の販売を午前5時から午後11時までとすること	<p>鳥取県、愛媛県などの地方公共団体においては、酒類の自動販売機の撤去や設置する場合の適切な管理などを内容とした条例が制定されています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">主 な 条 例 の 内 容</p> <p>酒類自動販売機を撤去すること 酒類は午後11時から午前5時に販売しないこと 酒類の自動販売機を屋外に設置しないこと 酒類は対面販売を行うこと 酒類の自動販売機を屋内その他適切な管理が行える場所に設置すること 屋外に設置する自動販売機による酒類の販売を午前5時から午後11時までとすること</p> </div>	
地方公共団体名	条 例 名	主 な 内 容																
青森県 深浦町	自動販売機の適正な管理に関する条例	酒類の自動販売機を屋外に設置しないこと																
岩手県 一関市	酒類の自動販売機の設置に関する条例	酒類自動販売機を撤去すること 酒類は午後11時から午前5時に販売しないこと																
埼玉県 秩父市	酒類自動販売機の適正な設置及び管理に関する条例	酒類の自動販売機を屋外に設置しないこと 酒類は対面販売を行うこと																
大分県	青少年の飲酒及び喫煙の防止に関する条例	酒類の自動販売機を屋内その他適切な管理が行える場所に設置すること 屋外に設置する自動販売機による酒類の販売を午前5時から午後11時までとすること																
22	<p>1 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律</p> <p>特殊指定は、百貨店・スーパー業、新聞業、海運業、教科書業、食品かん詰業の5業種と、</p>	<p>特殊指定は、百貨店・スーパー業(平成17年11月1日より「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」(大規模小売業告示)が施行されるのに伴い、百貨店業告示は廃止。)、新聞業、海運業、教科書業、食品かん詰業、物流業の6業種と、</p>																
22	<p>イ 差別対価 販売地域屋取引の相手方によって同一の商品やサービスの価格に差をつけたり、取引条件などの差別を不当に行った場合には違法となります。「不当に」というのは、価格などに差を設けて積極的に競争者を市場から排除したり、取引の相手方を不利な立場に追いやりたりする目的あるいは効果を伴うような場合をいいます。</p>	<p>イ 差別対価 有力な事業者(メーカー、卸売業者)が同一の商品について、取引価格等について合理的な理由なく差別的な取扱いをし、差別を受ける相手方の競争機能に直接かつ重大な影響を及ぼすことにより公正な競争秩序に悪影響を与える場合は、独占禁止法上問題となります。</p>																
23	<p>ロ 不当廉売 商品を不当に安い価格で販売し、</p>	<p>正当な理由なく商品を供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して販売し、</p>																
23	<p>ハ 不当な利益による顧客誘引</p>	<p>ハ 欺まんの顧客誘引・不当な利益による顧客誘引</p>																
23	<p>二 (新規追加)</p>	<p>二 優越的地位の濫用 取引関係において優越した地位にある大企業が、取引の相手方に対して不当な要求をすることは、違法となります。例えば、酒類小売業であれば、大規模小売業者が酒類を納入している酒類卸売業者に対し押し付け販売をしたり、売場の改装費用を負担せたりすることなどが該当します。</p>																
23	<p>「酒類の流通における不当廉売、差別的対価等への対応について」(平成12年11月24日)を发出しています。</p>	<p>「酒類の流通における不当廉売、差別的対価等への対応について」(平成12年11月24日、平成13年4月2日に更なる明確化。)を发出しています。</p>																

頁	旧	新	備考
25	2 ロ(概要) 共同懸賞による景品類の最高額及び総額の制限 (注) 及び 両方の限度内でなければならない。	(注) 及び 両方の限度内でなければなりません。 共同懸賞とは、次のような場合で、事業者が共同して景品類を提供するものをいいます。 ・一定の地域の小売業者等の相当多数が共同して行う場合 ・商店街等で相当多数の商店等が共同して行うもので、中元、年末等の時期に、年3回、70日間を限度として行う場合 ・一定の地域の一定の種類の事業者が相当多数共同して行う場合	
25	2 ハ(概要) 広告においてくじの方法等(オープン懸賞)で提供できる経済上の利益の最高額は1,000万円	商品の購入等を条件としない(取引に附随しない)で広告において応募し、くじの方法等(オープン懸賞)により提供できる経済上の利益の最高額は1,000万円まで	
26	(新規追加) 公正競争規約関係(法第10条関係) (略)	「有料老人ホーム等に関する不当な表示」(平成16年公正取引委員会告示第3号) 公正競争規約関係(法第10条関係) (略)	
33	1 食品衛生法 イ 食品衛生法第3条 ロ 食品衛生法第4条 (略) なお、食品業者が(略)食品衛生法第22条及び第23条 食品衛生法第1条の3	イ 食品衛生法第5条 ロ 食品衛生法第6条 (略) なお、食品業者が(略)食品衛生法第54条及び第55条 食品衛生法第3条	
34	食品衛生法第11条の規定に(略)。 食品衛生法に(略)次のとおりです(施行規則第5条)。 (略)	食品衛生法第19条の規定に(略)。 食品衛生法に(略)次のとおりです(施行規則第21条)。 (略)	
34	(賞味期限)	(消費期限又は賞味期限)	下線部削除
34	3(注)2 「消費期限又は品質保持期限(賞味期限)」の	「消費期限又は賞味期限」の	下線部削除
36	4 計量法 指定されている28品目	指定されている29品目	
37	特定計量器の定期検査 「定期検査済合格証印」	「定期検査済証印」	下線部削除

頁	旧	新	備考
38	<p>6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律等 ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence=DV)や児童虐待の背景には、(略)一つであると考えられています。 一方、<u>配偶者からの暴力を(略)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(いわゆる「DV防止法」)の規定に基づき、速やかに配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならないこと、児童虐待を受けた児童を発見した者は、「児童福祉法」の規定に基づき、(略)定められています。</u></p> <p>アルコールがDVや児童虐待に及ぼし得る影響をかんがみて、</p>	<p>配偶者からの暴力(いわゆるDV=Domestic Violence)や児童虐待の背景には、(略)一つであると考えられています。 一方、<u>配偶者からの暴力を(略)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(いわゆる「配偶者暴力防止法」)の規定に基づき、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならないことが、国民一般の努力義務として定められています。また、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、「児童虐待の防止等に関する法律」の規定に基づき、(略)定められています。</u> アルコールが配偶者からの暴力や児童虐待に及ぼし得る影響をかんがみて、</p>	
38	<p>7 道路法 商品置場、酒類自動販売機、看板等を継続して道路(略)されています。(道路占有許可) (注)道路占有許可は、</p>	<p>商品置場等を継続して道路(略)されています。 (道路占有許可) (注)道路占有許可は、</p>	下線部削除
39	<p>8 労働基準法</p> <p>禁じられています。ただし、<u>交替制使用の場合には16歳以上の男性に従事させることができます。</u> (注)交替制使用とは、<u>同一労働者を一定期間内において昼間と夜間を交代で労働使用することです。</u></p>	<p>禁じられています。</p>	下線部削除
39	<p>(参考) 特定商取引に関する法律 1 通信販売についての広告義務 価格</p> <p>事業者(法人の場合)の代表者名、又は通信販売業務の責任者名</p> <p>申込みの有効期限</p>	<p>販売価格(販売価格に商品の送料が含まれない場合には、販売価格及び商品の送料)</p> <p>事業者(法人の場合)の代表者名、又は通信販売業務の責任者名(インターネット等により広告をする場合のみ)</p> <p>申込みの有効期限(有効期限がある場合のみ)</p>	
39	<p>価格や送料以外の付帯的費用</p> <p>商品の販売数量の制限、その他特別な販売条件 (新規追加) (新規追加) (新規追加)</p>	<p>価格や送料以外の付帯的費用(付帯的費用がある場合のみ)</p> <p>商品の販売数量の制限、その他特別な販売条件(販売条件がある場合のみ)</p> <p>電子メール等による広告するときは販売業者の電子メールアドレス</p> <p>相手方の請求・承諾に基づかないで電子メールにより広告するときはその旨</p> <p>電子メール等により広告するときは、相手方が電子メール等により広告の提供を受けることを希望しない旨の意思を表示するための方法</p>	

頁	旧	新	備考
39	3 広告の提供を受けることを希望しない者に対する広告の提供の禁止(法第12条の2)	3 広告の提供を受けることを希望しない者に対する広告の提供の禁止(法第12条の3)	
39	4 承諾等の通知 (略)申込みを承諾する旨又はしない旨を 書面又は電子メール等に	(略)申込みを承諾する旨又はしない旨を 書面(相手方の承諾を得たときは電子メール 等)に	
40	1 飲酒パターンについては、(略)1日当たり ビール(醸造酒)を(350m)1~2本相当のアル コール量で	飲酒パターンについては、(略)1日当たり ビール(醸造酒)を(350m)1~2本、日本酒 では1合(180m)相当のアルコール量で	
41	(参考)急性アルコール中毒による搬送者数	(参考)東京消防庁管内における急性アル コール中毒による搬送者数 別添4	データの更新
41	口 神経障害その他の障害	口 慢性影響による障害	
86	「酒類販売業等に関する懇談会」名簿	別添5	全部差替え
86	(新規追加)	平成16年12月「酒類販売業等に関する懇談 会」の取りまとめについて 別添6	
87	2 未成年者の飲酒防止に関する表示基準 (抄) (酒類の陳列場所等における表示) 4 酒類小売販売場(略)「未成年者の飲酒 は法律で禁止されています」	酒類小売販売場(略)「20歳以上の年齢で あることを確認できない場合には酒類を販売 しない」	
88 ~ 93	3 酒類の陳列場所等における表示 「未成年者の飲酒は法律で禁止されてい ます」	「20歳以上の年齢であることを確認できな い場合には酒類を販売しない」	各記載箇所を 改める。
95 ~ 97	清酒の製法品質表示基準(概要)	別添7	全部差替え
98	5 地理的表示に関する表示基準	別添8	全部差替え
103	9 国税庁における未成年者の飲酒防止等 に関する取組等 さらに、平成13年12月12日に未成年者飲 酒禁止法が改正され、「営業者であってその 業態上酒類を販売又は供与する者は、未成 年者の飲酒の防止に資するため、年齢の確 認その他の必要な措置を講じるものとする」 旨の規定が追加されたことを受け、警察庁及 び厚生労働省と共同して、各関係団体に対 して、その周知及び強力な推進を指導しまし た。	平成15年5月に酒類業組合法が改正さ れ、同年9月からは、酒類小売販売場におけ る適正な販売管理の確保を図るため、酒類 小売業者に対し、販売場に酒類販売管理者 の選任を義務付け、従業員が酒類の販売業 務に関する法令の規定を遵守して業務を実 施するために必要な助言・指導を行わせると ともに、当該販売管理者に販売管理研修を 受講させるよう努めなければならないことと しました。	
103	(自動販売機) 免許者の氏名又は名称、酒類販売管理 者の氏名並びに、連絡先の所在地及び電話 番号	管理責任者の氏名、連絡先の住所及び 電話番号(15年9月以降は、免許者の氏名 又は名称、酒類販売管理者の氏名並びに連 絡先の所在地及び電話番号を表示するよう 改正)	

頁	旧	新	備考
104	(容器への注意表示) (新規追加)	(容器等への注意表示) 4. 酒類の陳列場所に「酒類の売り場である」旨及び「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示を義務付け(平成15年9月～) 5. 酒類の陳列場所における表示について、より確実に未成年者の酒類の購入を防止するため、「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示を「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示に改正(平成17年10月～)	
119	16 不当表示の禁止(概要)	別添9	全部差替え
125	20 主な環境関係法令等 廃棄物処理法 廃棄物の適正処理 (略) 廃棄物・リサイクル対策に関する個別法 (新規追加) グリーン購入法(略)	廃棄物の排出抑制 (略) 廃棄物・リサイクル対策に関する個別法 自動車リサイクル法 (平成14年法律第87号) 対象物:自動車 義務者:自動車の製造事業者等 グリーン購入法(略)	
126	4. 各法令の概要 (新規追加) グリーン購入法(略)	自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律) 使用済自動車のリサイクル・適正処理を図ることを目的に、自動車製造業者及び輸入業者に対して、使用済自動車の処理工程で発生するフロン類、エアバック類及びシュレツダーダストの3品目について引き取り及びリサイクルを義務付けている。 自動車の所有者は、自動車の所有時にリサイクル料をあらかじめ資金管理人に預託する(平成15年1月11日施行)。 グリーン購入法(略)	
141 ～ 143	27 きき酒用語 清酒 しょうちゅう乙類 ワイン	別添10	全部差替え
144	28 酒税収入の累年比較	別添11	データの更新
146	30 酒類の課税数量の推移	別添12	データの更新
147	31 酒類の輸入数量の推移	別添13	データの更新
148	32 特定名称の清酒のタイプ別課税移出数量の内訳表(国税局分)	別添14	データの更新
149	33 各国別人口1人当たりアルコール飲料消費数量の推移	別添15	データの更新
150	34 酒類業組合等構成図表	別添16	データの更新

頁	旧	新	備考
153	(新規追加)	37 「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書 別添17	
157	酒税法 第九条 料理店その他酒類をもつぱら自己の営業場	料理店その他酒類をもつぱら自己の営業場	
159	酒税法 第六十条 三 第五十条の二の規定による届出を怠り、又は偽つた者	三 第五十条の二第一項又は第二項の規定による届出を怠り、又は偽つた者	
160	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令 第八条の四 (新規追加)	三 酒類の消費と健康との関係に関する事項	
162	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則 第十一条の八 一 その販売場において酒類の販売業務を開始するときまでに選任すること。	一 その販売場において酒類の販売業務を開始するときまでに選任すること。ただし、酒類卸売業者以外の酒類販売業者は、その販売場において酒税法第九条第一項の規定により酒類の販売業免許を受けた後遅滞なく選任すること。	
166	4 未成年者の飲酒防止に関する表示基準 (国税庁告示) 最終改正:平成15年 国税庁告示第4号	最終改正:平成17年 国税庁告示第22号	
174	2 輸入品に関する内国消費税の徴収等に関する法律 第一条、二条 石油税法	第一条、二条 石油石炭税法	各記載箇所を改める。
175	3 食品衛生法 第一条の三 2 食品衛生法上の	第三条 2 食品衛生上の	
176	3 食品衛生法 第三十三条 使用人その他の従業員が、その法人	第七十八条 使用人その他の従業者が、その法人	
180	8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 第六条 配偶者からの暴力を	第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を	
180	9 児童虐待の防止等に関する法律 児童虐待を受けた児童を発見した者は、速やかに、これを児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十五条の規定により通告しなければならない。	児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。	

頁	旧	新	備考
180	10 児童福祉法 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認める児童を発見した者は、これを福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。	要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。	

【酒類販売管理者に代わる責任者の指名の基準】

次の ~ に掲げるいずれかに該当する場合には、その販売場において酒類の販売業務に従事する者の中から酒類販売管理者に代わる者を「責任者」として必要な人数を指名し、配置していただくようお願いします。

夜間（23 時から翌日 5 時）において、酒類の販売を行う場合

酒類販売管理者が常態として、その選任された販売場に長時間（2～3 時間以上）不在となることがある場合

酒類売場の面積が著しく大きい場合（100 平方メートル以上の場合）

この場合、100 平方メートルを超えるごとに、1 名以上の責任者を指名してください。

同一建物内において酒類売場を設置している階が複数ある場合

この場合、酒類販売管理者のいない各階ごとに、1 名以上の責任者を指名してください。

ただし、レジスター等により代金決済をする場所が各階になく 1 か所にしかない場合で、かつ、酒類販売管理者のみで酒類の適正な販売管理が確保できると認められる場合は、酒類販売管理者に代わる責任者を指名しなくても差し支えありません。

同一の階にある複数の酒類売場が著しく離れている場合（20 メートル以上離れている場合）

複数の酒類売場が著しく離れていない場合であっても、同一の階において酒類売場の点在が著しい場合（3 箇所以上ある場合）

その他酒類販売管理者のみでは酒類の適正な販売管理の確保が困難と認められる場合

2 酒類の表示の基準

清酒の製法品質表示基準（平成元.11.22 国税庁告示第 8 号）

イ 清酒については、吟醸酒、純米酒など様々な種類のものが販売されていますが、それらの表示には統一された基準がなく、消費者からどのような品質のものかよく分からないという声が高まったことから、平成元年 11 月に「清酒の製法品質表示基準」が定められ、平成 2 年 4 月から適用されています。

清酒の製法品質表示基準では、清酒の容器又は包装等への表示に関し、次の事項が定められています。

「吟醸酒」、「純米酒」、「本醸造酒」といった特定名称を表示する場合の基準

表示しなければならない事項

特定の事項を任意に表示する場合の基準

表示してはならない事項

ロ 醸造設備の開発、製造技術の進歩等により、例えば、純米酒の製法品質の要件である「精米歩合 70%以下」の要件に該当しない白米、米こうじ及び水を原料として製造した清酒（いわゆる「米だけの酒」）であっても、純米酒の品質に匹敵するものが製造できるようになりました。

このため、市場においては、いずれも米、米こうじ及び水を原料とした「純米酒」と「米だけの酒」が並存することとなり、その内容の違いが消費者の方にとって分かりにくい状況となっており、また、製造者においても、その特徴について客観的な説明をすることが困難な状況となっていること等から、平成 15 年 10 月に次のような改正が行われ、平成 16 年 1 月から適用されています。

(イ) 「米だけの酒」を「純米酒」に包含し、「純米酒」の範囲を拡大するとともに、「純米酒」の多様化を図るため、「純米酒」の製法品質の要件となっている「精米歩合」の要件が廃止されました。

(ロ) 特定名称酒について、一定の品質の確保を図るため、特定名称酒の製法品質の要件に「こうじ米の使用割合」が追加されました。

(ハ) 精米歩合が消費者の商品選択の判断基準の一つとなっていることを踏まえ、特定名称酒について、原材料名の表示と近接する場所に「精米歩合」の表示が義務付けられました。

(ニ) 消費者の適切な商品選択に資する観点から、特定名称酒以外の清酒

の容器又は包装に「特定名称の清酒以外の清酒について特定名称に類似する用語」を表示してはならないこととされました。

ただし、この用語の表示の近接する場所に、原則として 8 ポイントの活字以上の大きさで、特定名称の清酒に該当しないことが明確に分かる説明表示がされている場合には、「特定名称に類似する用語」が表示できることとされています。

(注) 製造場から移出する清酒のほか、保税地域から引き取る清酒(輸入清酒)又は酒類販売場で詰め替えた清酒 にも「清酒の製法品質表示基準」が適用されます。

【重要基準】

清酒の製法品質表示基準に基づかない誤った表示等を行うことは、消費者に不利益を与えたり、清酒の表示や製法、品質に対する信頼を損ねる恐れがあることから、吟醸酒などの特定名称を表示する場合の基準、原材料名など容器等に表示しなければならない事項の基準、最高級の用語など容器等に表示してはならない禁止事項の基準について、重要基準として定められました。

地理的表示に関する表示基準(平成 6.12.28 国税庁告示第 4 号)

一般的に「地理的表示」とは、「商品の品質・名声又はその他の特徴が本質的に原産地の領域・土地等に由来する場合、その土地の原産であることを示す表示」をいいます。

地理的表示については、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS 協定)において、「世界貿易機関(WTO)の当該加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とする地理的表示」を保護することとされています。

この協定を受けて、酒類に関しては、「地理的表示に関する表示基準」が定められ、「ぶどう酒、蒸留酒及び清酒」の地理的表示について、次のように取り扱うこととされています。

(注) TRIPS 協定とは、WTO 設立協定の付属書の 1 つ(付属書 1 C)であり、著作権、商標、地理的表示、意匠、特許などの知的所有権を包括的にカバーする協定です。この協定はこれら知的所有権の保護の最低水準を定めることに加えて、権利行使の手続、紛争解決手続についても規定しています。これは、WTO 加盟各国は知的所有権の保護が求められるのみならず、その侵害に関する効果的な救済措置を提供する義務を負い、また、知的所有権に関する紛争について、WTO の紛争解決手段を利用することができることを意味します。

なお、TRIPS 協定とは、「Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights」(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)の頭文字に由来しています。

イ 世界貿易機関の加盟国においては、その産地以外の地域を産地とするぶどう酒及び蒸留酒に使用することが禁止されている産地表示(例えば、ボルドーやコニャック等)をその産地以外の地域を産地とするものを使用してはならないとされています。

また、「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴う場合（例えば、ボルドー風やコニャック風等）についても同様に使用することはできないとされています。

□ 我が国においては、地理的表示として保護するしょうちゅう乙類の産地として、「壱岐」、「球磨」及び「琉球」の3地域を指定し、その産地以外の地域を産地とするものに当該地域名を使用してはならないとされています（「ぶどう酒及び蒸留酒の産地の指定告示」（平成 7 年 6 月国税庁告示））。

【重要基準】

地理的表示の保護について、今後とも適切に対応していくことが国際的に必要であることから、地理的表示の保護に関する事項の基準について、重要基準として定められました。

酒類における有機等の表示基準（平成 12.12.26 国税庁告示第 7 号）

酒類の容器又は包装に「有機」又は「オーガニック」と表示する場合及び有機農産物を原材料に使用していることを表示する場合における表示方法並びに遺伝子組換えに関する表示方法の適正化を図るとともに、消費者の適切な商品選択に資するため、平成 12 年 12 月に「酒類における有機等の表示基準」が定められ、平成 13 年 4 月から適用されています。

なお、「酒類における有機等の表示基準」の内容のうち、「有機」又は「オーガニック」の表示については、「有機農産物加工食品の日本農林規格（JAS規格）」（平成 12 年農林水産省告示）の基準等に準拠して策定されており、遺伝子組換え表示については、「遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第 7 条第 1 項及び生鮮食品品質表示基準第 7 条第 1 項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準」（平成 12 年農林水産省告示）の加工食品の規定を準用しています。

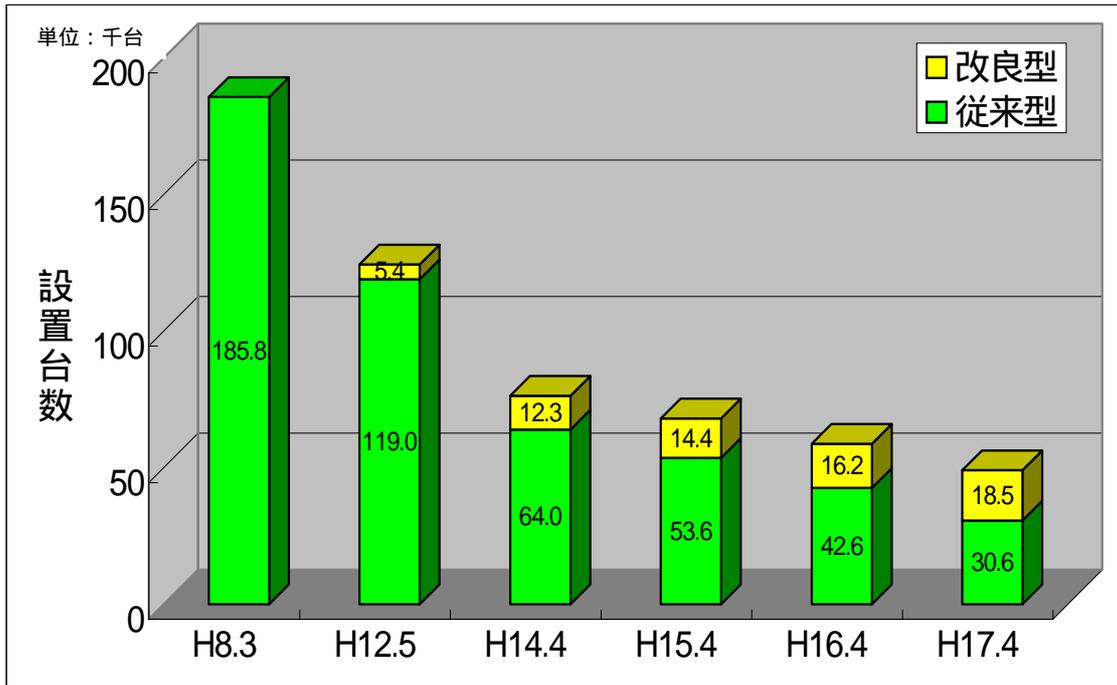
（注）製造場から移出する酒類のほか、保税地域から引き取る酒類（輸入酒類）又は酒類販売場で詰め替えた酒類にも「酒類における有機等の表示基準」が適用されます。

【重要基準】

酒類における有機等の表示基準については、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（いわゆる「JAS法」）との整合性を図る必要があり、また、酒類の安全性の確保に適切に対応し、消費者の商品選択に資する必要があることから、有機農産物加工酒類における有機等の表示の基準、有機農産物加工酒類の製造方法等の基準、有機農産物加工酒類の名称等の表示の基準、有

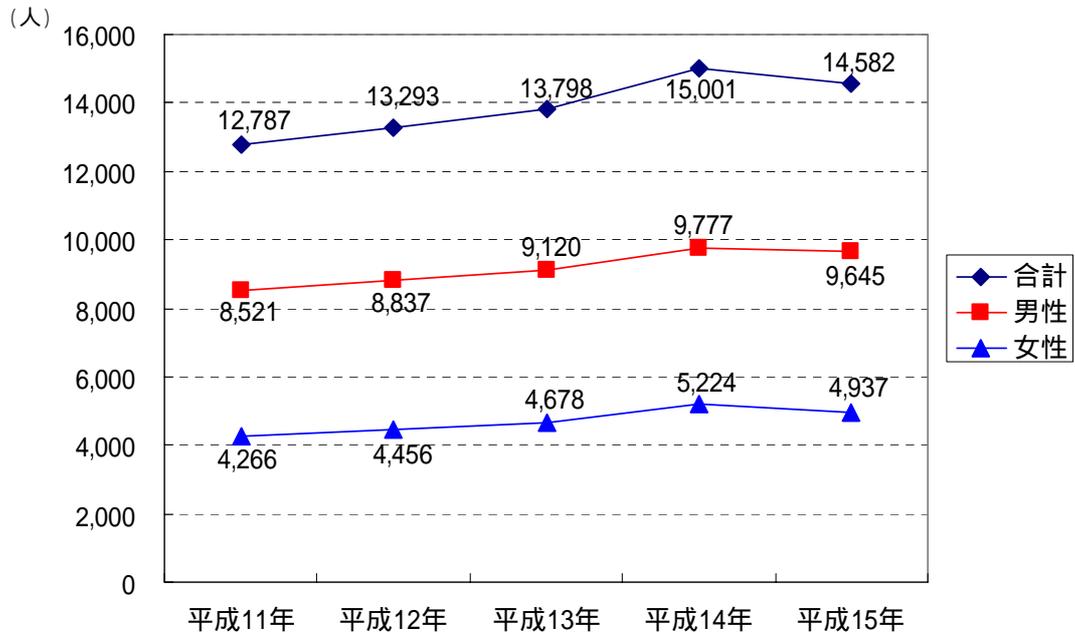
有機農産物等を原材料に使用した酒類における有機農産物等の使用表示の基準、酒類における遺伝子組換えに関する表示の基準について、重要基準として定められました。

酒類自動販売機の設置台数の推移

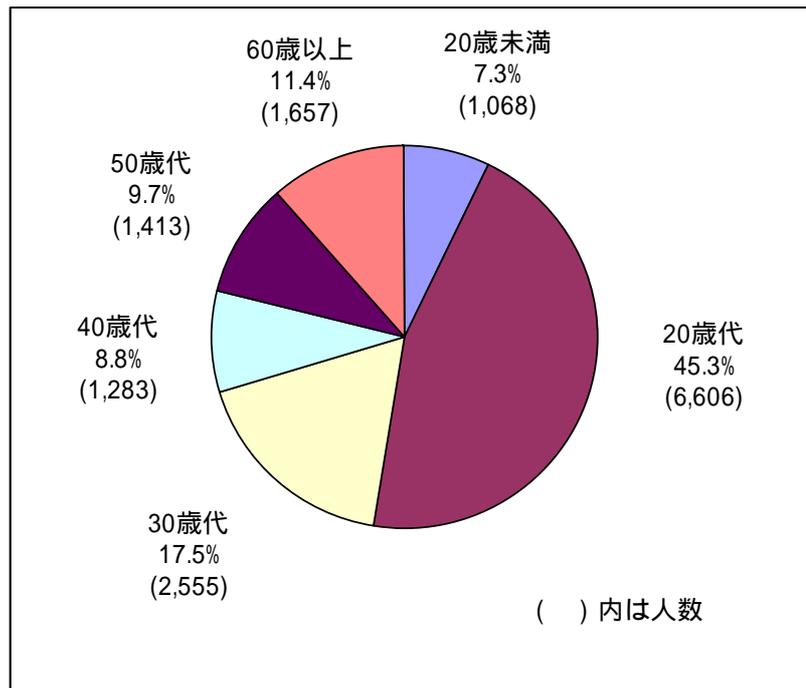


〔参考〕東京消防庁管内における急性アルコール中毒による搬送者数（東京消防庁調べ）

過去 5 年間の急性アルコール中毒による搬送人数の推移



平成 15 年中の急性アルコール中毒による搬送人数の年齢別表



「酒類販売業等に関する懇談会」名簿

(敬称略)

(座長) 奥村洋彦 学習院大学経済学部教授
跡田直澄 慶應義塾大学商学部教授
井岸松根 社団法人日本加工食品卸協会専務理事
宇賀克也 東京大学法学部教授
岡本勝 広島大学総合科学部教授
神崎宣武 民俗学者
小宮信夫 立正大学文学部助教授 (平成 16 年 3 月 24 日～)
須磨佳津江 キャスター
田嶋尚子 東京慈恵会医科大学内科学講座主任教授

(平成 16 年 3 月 24 日～)

(座長代理) 田中利見 上智大学経済学部教授
寺沢利雄 財団法人流通経済研究所専務理事
本間千枝子 随筆家・前三鷹市教育委員会教育委員長
水谷研治 中京大学大学院教授
御船美智子 お茶の水女子大学生生活科学部教授
矢島正見 中央大学文学部教授 (平成 16 年 3 月 24 日～)
山下友信 東京大学法学部教授

【懇談会の開催実績】

- [第 1 回] 平成 13 年 12 月 19 日
(酒類(業)の特性、酒類販売(業)の現状等(国税庁より説明))
- [第 2 回] 平成 14 年 1 月 30 日
(酒類(業)の特性、酒類販売(業)の現状等(国税庁より説明))
- [第 3 回] 平成 14 年 2 月 6 日
(関係業界(全国小売酒販組合中央会、(社)日本フアンチャイフチェーン協会、日本チェーンストア協会)からのヒアリング)
- [第 4 回] 平成 14 年 2 月 19 日
(関係省庁(警察庁、厚生労働省、公正取引委員会)からヒアリング)
- [第 5 回] 平成 14 年 3 月 15 日

- (これまでの議論の整理)
- [第6回]平成14年3月27日
(これまでの議論の整理)
- [第7回]平成14年5月14日～[第9回]平成14年7月17日
(フリー・ディスカッション)
- [第10回]平成14年9月6日
(取りまとめ)
- [第11回]平成16年2月24日
(懇談会再開の趣旨及び経緯、酒類業を巡る状況等(国税庁より説明))
- [第12回]平成16年3月24日
(酒類業界・酒類行政の現状と前回の取りまとめの対応状況、今後のヒアリング事項等(国税庁より説明))
- [第13回]平成16年4月2日
(酒類と青少年問題についてヒアリング)
- [第14回]平成16年4月21日
(酒類と健康・疾病問題についてヒアリング)
- [第15回]平成16年5月12日
(酒類業とコミュニティのあり方等についてヒアリング)
- [第16回]平成16年5月19日
(望ましい酒類の販売方法のあり方等についてヒアリング)
- [第17回]平成16年5月31日
(望ましい酒類の販売方法のあり方等についてヒアリング)
- [第18回]平成16年6月8日
(関係業界(全国卸売酒販組合中央会、日本チェーンストア協会、(社)日本ワ
ンチャイチェーン協会、全国小売酒販組合中央会)からのヒアリング)
- [第19回]平成16年6月22日
(関係業界(日本酒造組合中央会、日本蒸留酒組合中央会、ビール酒造組合、
日本洋酒酒造組合)からのヒアリング)
- [第20回]平成16年7月5日
(これまでの議論の整理及び主要国における実態調査等(国税庁より説明))

平成 16 年 12 月
国 税 庁

「酒類販売業等に関する懇談会」の取りまとめについて

酒類販売を取り巻く環境が大きく変化するなかで、これまでの取組を踏まえ、酒類の販売管理に対する社会的要請へのさらなる対応としてどのような施策が考えられるかの検討を行うため、本年 2 月に当懇談会を再開した。

再開後の懇談会では、前回の「酒類販売業等に関する懇談会」取りまとめ（平成 14 年 9 月「酒類小売業を中心とした酒類業等の現状と課題」）において、「人口基準廃止以降の酒類取引の適正性や販売管理体制などの適正性を確保するための措置の整備を段階的に進めることが必要である」との指摘がなされている経緯等を踏まえ、幅広い観点からのご意見を伺い、また、欧米諸国の酒類販売規制の現状についても、現地調査を実施し、検討を行ってきた。

この度、懇談会における検討結果が、「酒類販売業等に対する社会的要請へのさらなる対応のあり方」として座長により取りまとめられたところである。

【懇談会の開催実績】

〔第 11 回〕平成 16 年 2 月 24 日

（懇談会再開の趣旨及び経緯等（国税庁より説明））

〔第 12 回〕平成 16 年 3 月 24 日

（酒類業界・酒類行政の現状等と前回の取りまとめの対応状況（国税庁より説明））

〔第 13 回〕平成 16 年 4 月 2 日

～〔第 17 回〕平成 16 年 5 月 31 日

（関係省庁、各方面の専門家からのヒアリング）

〔第 18 回〕平成 16 年 6 月 8 日、〔第 19 回〕平成 16 年 6 月 22 日

（関係業界からのヒアリング）

〔第 20 回〕平成 16 年 7 月 5 日

（これまでのヒアリングのポイント整理等）

〔第 21 回〕平成 16 年 9 月 22 日、

〔第 22 回〕平成 16 年 10 月 13 日

（主要国における酒類販売に係る諸規制の実態調査報告）

〔第 23 回〕平成 16 年 10 月 25 日、

〔第 24 回〕平成 16 年 11 月 10 日

（これまでの議論の整理）

〔第 25 回〕平成 16 年 11 月 22 日、

〔第 26 回〕平成 16 年 11 月 29 日

（フリー・ディスカッション、とりまとめ）

（注）本年 2 月の懇談会再開後の実績のみ掲げた。

（参考）取りまとめの全文は、国税庁のウェブサイトに掲載されています。

<http://www.nta.go.jp/category/kenkyu/sake/2922/01.htm>

「酒類販売業等に関する懇談会」名簿

(敬称略)

(座長)	奥村 洋彦	学習院大学経済学部教授
(座長代理)	田中 利見	上智大学経済学部教授
	跡田 直澄	慶應義塾大学商学部教授
	井岸 松根	社団法人日本加工食品卸協会専務理事
	宇賀 克也	東京大学法学部教授
	岡本 勝	広島大学総合科学部教授
	神崎 宣武	民俗学者
	小宮 信夫	立正大学文学部助教授
	須磨 佳津江	キャスター
	田嶋 尚子	東京慈恵会医科大学内科学講座主任教授
	寺沢 利雄	財団法人流通経済研究所客員研究員
	本間 千枝子	随筆家
	水谷 研治	中京大学大学院教授
	御船 美智子	お茶の水女子大学生生活科学部教授
	矢島 正見	中央大学文学部教授
	山下 友信	東京大学大学院法学政治学研究科教授

社会的な要請への今後の対応のあり方（概要）

本懇談会では、酒類販売等に対する社会的な要請のうち最も重要な課題の一つである「未成年者飲酒防止への取組」と「適正飲酒の定着」を取り上げ、今後の具体的な施策について検討した。その検討結果は、次のとおりである。

酒税の保全を目的とする免許制度による規制では、社会的な要請に十分に対応することは困難であり、酒類販売に係る行為規制を広く検討の対象とする必要がある。なお、諸外国の酒類小売業に係る参入規制を見ると、国・地域により様々であり、国際的な整合性のある制度は見出し難い。

また、諸外国では、若者の集団飲酒による秩序違反（ディスオーダー）やアルコポップスと呼ばれる低アルコール飲料の若者への普及が社会問題となっている。我が国でも、都市部の繁華街等において青少年の飲酒行動が問題視されており、早急な対応が望まれるところである。

未成年者の飲酒防止等の取組に当たっては、関係省庁や業界等とより一層連携して総合的に推進する必要があるが、「未成年者飲酒防止への取組」等の社会的要請に対する具体的な対応策は、以下のとおりである。

(1) 未成年者飲酒防止への取組

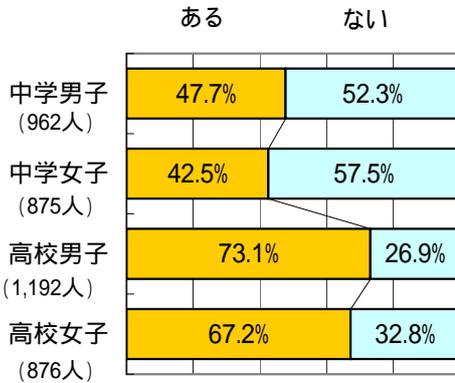
- イ 未成年者飲酒禁止法違反に係る取締り・罰則の更なる強化の要請
- ロ 広告宣伝の自主規制の見直し・遵守の徹底、製品等への実効性のある表示とするための内容、方法等の見直しの検討
- ハ 飲食店も含めた酒類の販売・提供業者による酒類購入者の年齢確認の徹底、年齢確認の社会での定着
- ニ 成人識別機能のない従来型の酒類自動販売機の完全な撤廃
- ホ 一定時間・場所における酒類販売を条例等により規制する等の地域の実情に応じた取組
- ヘ 学校における体験学習や地域学習等を通じた飲酒教育の実施、家庭における未成年である我が子の飲酒防止が親の責務であるとの意識の醸成
- ト 未成年者飲酒防止の観点からの過度な販売競争の抑制

(2) 適正飲酒の定着

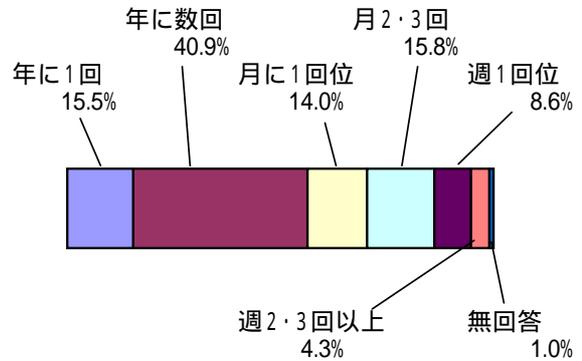
- イ 消費者自身による健康の自己管理を促すための普及啓発
- ロ 妊産婦の飲酒に関する警告表示の義務化の検討
- ハ 大量飲酒に関する注意表示の自主ルール化の検討
- ニ 健康に効果のある酒類の研究開発に期待

未成年者飲酒の実態

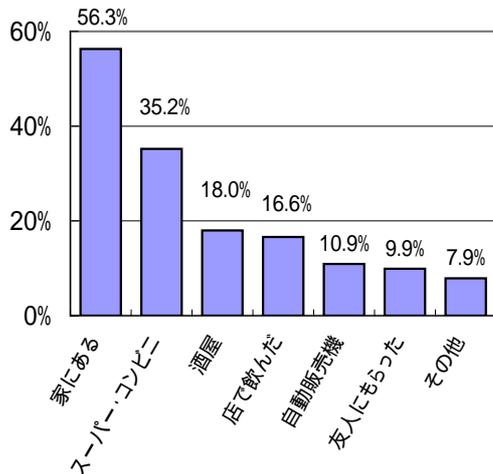
1 この1年間の飲酒経験



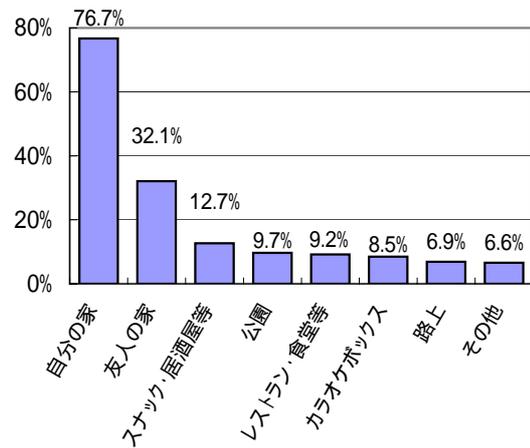
2 飲酒回数 (中高生全体)



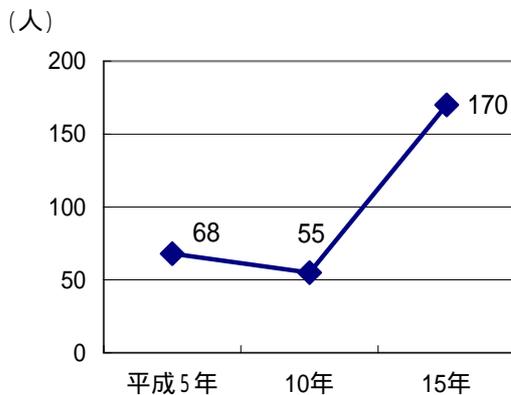
3 購入場所 (中高生全体)



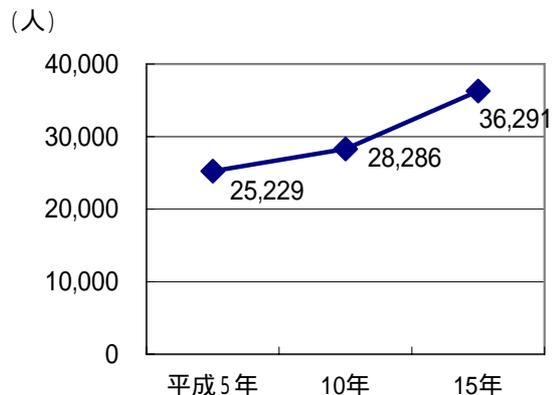
4 飲酒場所 (中高生全体)



5 未成年者飲酒禁止法による検挙人員



6 飲酒で補導された少年の数



(出典) 1～4は、「青少年とタバコ等に関する調査研究報告書」(平成13年1月総務庁青少年対策本部)

5・6は、警察庁調べ。

4 清酒の製法品質表示基準（概要）

1 特定名称の清酒の表示

特定名称の清酒とは、吟醸酒、純米酒、本醸造酒をいい、それぞれ所定の要件に該当するものにその名称を表示することができます。

なお、特別名称は、原料、製造方法等の違いによって 8 種類に分類されます。

特定名称	使用原料	精米歩合	こうじ米 使用割合	香味等の要件
ぎん 吟醸酒	米、米こうじ、 醸造アルコール	60%以下	15%以上	吟醸造り、固有の香味、 色沢が良好
だいぎんじょうしゅ 大吟醸酒	米、米こうじ、 醸造アルコール	50%以下	15%以上	吟醸造り、固有の香味、 色沢が特に良好
じゅんまいしゅ 純米酒	米、米こうじ	-	15%以上	香味、色沢が良好
じゅんまいぎんじょうしゅ 純米吟醸酒	米、米こうじ	60%以下	15%以上	吟醸造り、固有の香味、 色沢が良好
じゅんまいだいぎんじょうしゅ 純米大吟醸酒	米、米こうじ	50%以下	15%以上	吟醸造り、固有の香味、 色沢が特に良好
とくべつじゅんまいしゅ 特別純米酒	米、米こうじ	60%以下又は特別な製造方法 (要説明表示)	15%以上	香味、色沢が特に良好
ほんじょうぞうしゅ 本醸造酒	米、米こうじ、 醸造アルコール	70%以下	15%以上	香味、色沢が良好
とくべつほんじょうぞうしゅ 特別本醸造酒	米、米こうじ、 醸造アルコール	60%以下又は特別な製造方法 (要説明表示)	15%以上	香味、色沢が特に良好

精米歩合とは

精米歩合とは、白米のその玄米に対する重量の割合をいいます。精米歩合 60%というときには、玄米の表層部を 40%削り取ることをいいます。

米の胚芽や表層部には、たんぱく質、脂肪、灰分、ビタミンなどが多く含まれ、これらの成分は、清酒の製造に必要な成分ですが、多過ぎると清酒の香りや味を悪くしますので、米を清酒の原料として使うときは、精米によってこれらの成分を少なくした白米を使います。ちなみに、一般家庭で食べている米は、精米歩合 92%程度の白米（玄米の表層部を 8%程度削り取る。）ですが、清酒の原料とする米は、精米歩合 75%以下の白米が多く用いられています。特に、特定名称の清酒に使用する白米は、農産物検査法によって、3等以上に格付けされた玄米又はこれに相当する玄米を精米したものに限られています。

こうじ米とは

こうじ米とは、米こうじ（白米にこうじ菌を繁殖させたもので、白米のでんぷんを糖化させることができるもの）の製造に使用する白米をいいます。

なお、特定名称の清酒は、こうじ米の使用割合（白米の重量に対するこうじ米の重量の割合をいいます。）が、15%以上のものに限られています。

醸造アルコールとは

醸造アルコールとは、でんぷん質物や含糖質物から醸造されたアルコールをいいます。

もろみにアルコールを適量添加すると、香りが高く、「スッキリした味」となります。さらに、アルコールの添加には、清酒の香味を劣化させる乳酸菌（火落菌）の増殖を防止するという効果もあります。

吟醸酒や本醸造酒に使用できる醸造アルコールの量は、白米の重量の 10%以下に制限されています。

吟醸造りとは

吟醸造りとは、吟味して醸造することをいい、伝統的に、よりよく精米した白米を低温でゆっくり発酵させ、かすの割合を高くして、特有な芳香（吟香）を有するように醸造することをいいます。

吟醸酒は、吟醸造り専用の優良酵母、原料米の処理、発酵の管理からびん詰・出荷に至るまでの高度に完成された吟醸造り技術の開発普及により商品化が可能となったものです。

2 必要記載事項の表示

清酒には、次の事項を、原則として 8 ポイントの活字以上の大きさの日本文字で表示することになっています。

(1) 原材料名

使用した原材料を使用量の多い順に記載します。

なお、特定名称を表示する清酒については、原材料名の表示の近接する場所に精米歩合を併せて表示します。

例えば、本醸造酒であれば次のように記載します。

原材料名	米、米こうじ、醸造アルコール
精米歩合	68%

(2) 製造時期

次のいずれかの方法で記載します。

製造年月	平成 15 年 10 月
------	--------------

製造年月	15.10
------	-------

製造年月	2003.10
------	---------

製造年月	03.10
------	-------

なお、保税地域から引き取る清酒で製造時期が不明なものについては、製造時期に代えて輸入年月を「輸入年月」の文字の後に表示してもよいことになっています。

また、容器の容量が 300ml 以下の場合には、「年月」の文字を省略してもよいことになっています。

(3) 保存又は飲用上の注意事項

生酒のように製成後一切加熱処理をしないで出荷する清酒には、保存若しくは飲用上の注意事項を記載します。

(参考) 生酒、生貯蔵酒以外の清酒は、通常、製成後、貯蔵する前と出荷する前の 2 回加熱処理をしています。

(4) 原産国名

輸入品の場合に記載します。

(5) 外国産清酒を使用したものの表示

国内において、国内産清酒と外国産清酒の両方を使用して製造した清酒については、その外国産清酒の原産国名及び使用割合を記載します。

なお、使用割合については、10%の幅をもって記載してもよいことになっています。

以上のほか、次の事項も必ず表示するよう清酒製造者に表示義務が課されています。

製造者の氏名又は名称

製造場の所在地（記号で表示してもよいことになっています。）

容器の容量

清酒（「日本酒」と表示してもよいことになっています。）

アルコール分

3 任意記載事項の表示

次に掲げる事項は、それぞれの要件に該当する場合に表示することができます。

(1) 原料米の品種名

表示しようとする原料米の使用割合が 50%を超えている場合に、使用割合と併せて、例えば、山田錦 100%と表示できます。

(2) 清酒の産地名

その清酒の全部がその産地で醸造されたものである場合に表示できます。したがって、産地が異なるものをブレンドした清酒には産地名を表示できません。

(3) 貯蔵年数

1 年以上貯蔵した清酒に、1 年未満の端数を切り捨てた年数を表示できます。

(4) 原酒

製成後、水を加えてアルコール分などを調整しない清酒に表示できます。

なお、仕込みごとに若干異なるアルコール分を調整するため、アルコール分 1%未満の範囲内で加水調整することは、差し支えないことになっています。

(5) 生酒

製成後、一切加熱処理をしない清酒に表示できます。

(6) 生貯蔵酒

製成後、加熱処理をしないで貯蔵し、出荷の際に加熱処理した清酒に表示できます。

(7) 生一本

ひとつの製造場だけで醸造した純米酒に表示できます。

(8) 樽酒

木製の樽で貯蔵し、木香のついた清酒に表示できます。

なお、販売する時点で、木製の容器に収容されているかは問いません。

(9) 「極上」、「優良」、「高級」等品質が優れている印象を与える用語

自社に同一の種別又は銘柄の清酒が複数ある場合に、品質が優れているものに表示できます（使用原材料等から客観的に説明できる場合に限ります。）

なお、これらの用語は、自社の清酒のランク付けとして使用できるもので、他社の清酒と比較するために使用することはできません。

(10) 受賞の記述

国、地方公共団体等公的機関から受賞した場合に、その清酒に表示できます。

上記以外の事項については、事実に基づき別途説明表示する場合に限り表示しても差し支えないことになっています。

4 表示禁止事項

次に掲げる事項は、これを清酒の容器又は包装に表示してはいけません。

(1) 清酒の製法、品質等が業界において「最高」、「第一」、「代表」等最上級を意味する用語

(2) 官公庁御用達又はこれに類似する用語

(3) 特定名称酒以外の清酒について特定名称に類似する用語

ただし、特定名称に類似する用語の表示の近接する場所に、原則として 8 ポイントの活字以上の大きさで、特定名称の清酒に該当しないことが明確に分かる説明表示がされている場合には、表示することとして差し支えありません。

なお、この説明表示は、消費者の商品選択に資するために設けられたものですので、8 ポイントの活字以上の大きさで表示してあればそれでよいということではなく、特定名称に類似する用語の表示とバランスのとれた大きさの文字とするなど、消費者の方が特定名称の清酒に該当しないと明確に分かる大きさの文字とする必要があります。

例えば、純米酒の製法品質の要件に該当しない清酒に、純米酒に類似する用語(例:「米だけの酒」)を表示する場合には、次のように純米酒に該当しないことが明確に分かる説明表示をしなければなりません。



5 地理的表示に関する表示基準

平成 6 年 12 月 28 日
国税庁告示第 4 号

改正 平成 17 年 国税庁告示第 23 号

地理的表示に関する表示基準を定める件

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和 28 年法律第 7 号。以下「法」という。）第 86 条の 6 第 1 項の規定に基づき、地理的表示に関する表示基準を次のように定め、平成 7 年 7 月 1 日から適用することとしたので、第 86 条の 6 第 2 項の規定に基づき告示する。

地理的表示に関する表示基準

（定義）

1 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

「地理的表示」とは、次号から第 4 号に掲げる酒類に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該酒類の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該酒類が世界貿易機関の加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。

「ぶどう酒」とは、酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）第 3 条第 8 号に規定する果実酒類のうち、ぶどうを原料とした酒類をいう。

「蒸留酒」とは、酒税法第 3 条第 5 号、第 9 号及び第 10 号に掲げるしょうちゅう、ウイスキー類及びスピリッツ類スピリッツをいう。

「清酒」とは、酒税法第三条第三号に規定する清酒をいう。

「使用」とは、酒類製造業者又は酒類販売業者が行う行為で、次に掲げる行為をいう。

イ 酒類の容器又は酒類の包装に地理的表示を付する行為

ロ 酒類の容器又は酒類の包装に地理的表示を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引き渡しのために展示し、又は輸入する行為

ハ 酒類に関する広告、定価表又は取引書類に地理的表示を付して展示し、又は頒布する行為

(地理的表示の保護)

- 2 ぶどう酒、蒸留酒及び清酒の地理的表示の保護は、次の各号に定めるところによる。

日本国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地のうち国税庁長官が指定するものを表示する地理的表示又は世界貿易機関の加盟国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地を表示する地理的表示のうち当該加盟国において当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒若しくは蒸留酒について使用することが禁止されている地理的表示は、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒又は蒸留酒について使用してはならない。

清酒の産地のうち国税庁長官が指定するものを表示する地理的表示は、当該産地以外の地域を産地とする清酒について使用してはならない。

前各号の規定は、当該酒類の真正の原産地が表示される場合又は地理的表示が翻訳された上で使用される場合若しくは「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴う場合においても同様とする。

(適用除外)

- 3 次の各号に掲げる場合には、前項の規定は適用しない。

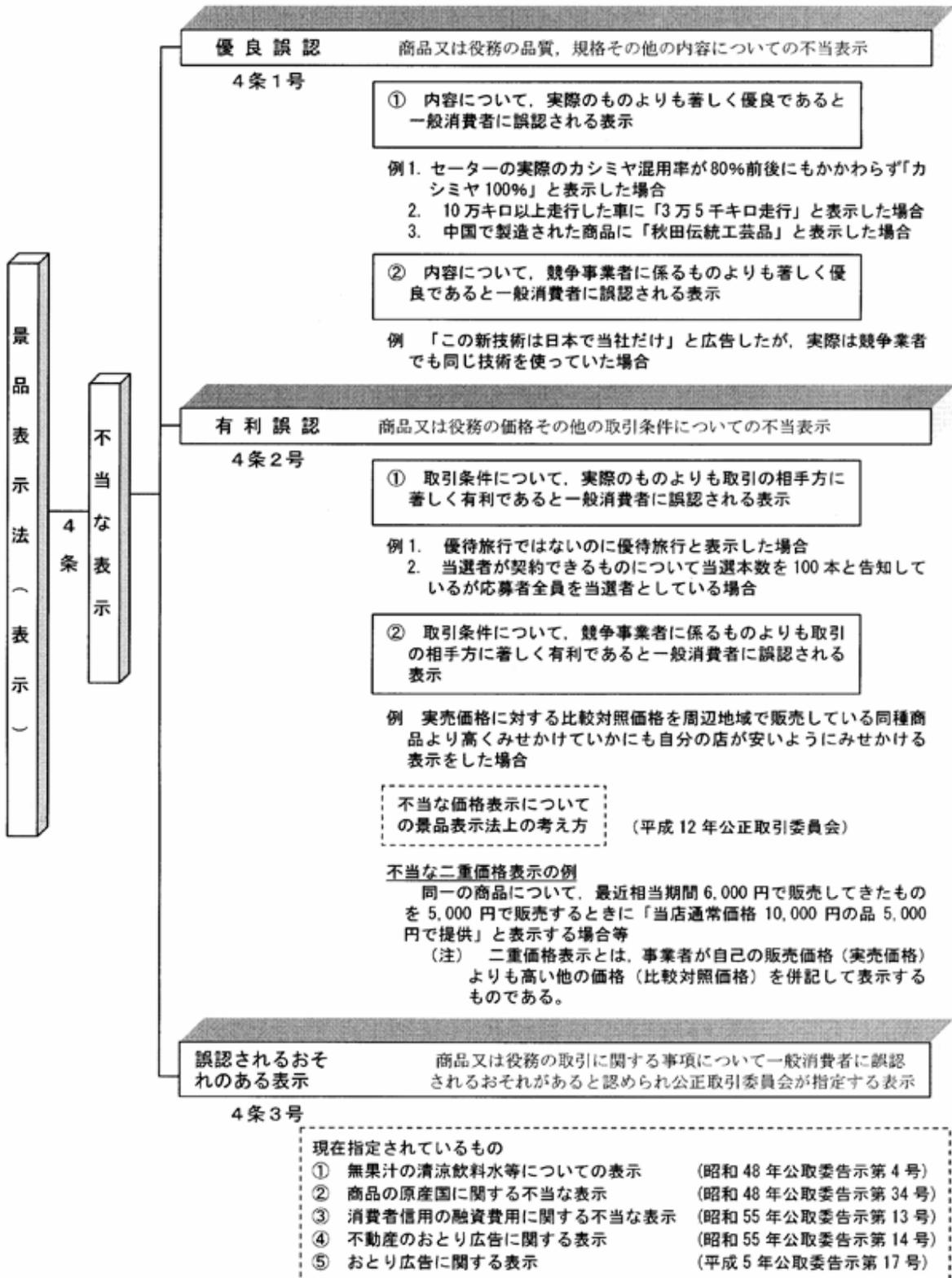
ぶどう酒又は蒸留酒を特定する世界貿易機関の他の加盟国の特定の地理的表示を、平成 6 年 4 月 15 日以前の少なくとも 10 年間又は同日前に善意で、当該加盟国の領域内においてぶどう酒又は蒸留酒について継続して使用してきた場合

原産国において保護されていない若しくは保護が終了した地理的表示又は当該原産国において使用されなくなった地理的表示である場合

附則（平成 17 年国税庁告示第 23 号）

この告示は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

16 不当表示の禁止（概要）



27 きき酒用語

(1)清酒

区分	評価	用語	内容
色沢	悪い	色濃い	加熱・過熱により度を越えて着色している状態。
		濁り	明澄さが無い状態。
香り	良い	新酒香	新酒特有の若い香り、麴ばなともいう。
		吟醸香	吟醸酒にみられる華やかな果実様の香り。
		熟成香	熟成したバランスの良い香り。
		樽香	木製容器貯蔵により生じる良い香り。
		調和	上立ち香と含み香の調和がよい。
	悪い	老香	熟成により欠点として表れる臭い。
		生老香	生酒の劣化した臭い。
		アセトアルデヒド臭	アセトアルデヒドの刺激的な臭い。
		ジアセチル臭	ジアセチル(ダイアセチル)の臭い。
		炭臭	多量の炭の使用又は炭漏れによるくせ。
		ろ過臭	ろ材又はろ過助剤に起因する等ろ過工程でついたと思われる異臭。紙臭を含む。
		酢エチ臭	酢酸エチルの刺激を伴う臭い。セメダイン様の臭い。
		カビ臭	カビの臭い。
		酸臭	酢酸、酪酸等の揮発性有機酸の臭い。
味	良い	淡麗	味の調和がよく、すっきりしている。
		なめらか	味の調和がとれていてバランスが良い。角がない。
		切れが良い	味のまとまりとキレが良い。
		旨味ある	味の濃さ、後味が力強く好ましい余韻が残る。
		濃醇	味が濃く、よく調和して上品である。
	悪い	うすい	味がうすく物足りない。
		雑味	味が多すぎてきたなく上品さに欠ける。
		渋味	口中に渋味が残る。
		苦味	口中に苦味が残る。
		酸うく	酸味が浮き、目立つ。
		甘うく	甘味が強く不調和である。酸味がうすく、甘味が浮いて味にしまりが無い。

(2)しょうちゅう乙類

区分	評価	用語	内容
香	良い	熟成香	熟成によるバニラ香。
		樽香	木製容器貯蔵により生じる良い香り。
		華やか	減圧蒸留による華やかなエステル類の香りが豊かである。
		芳醇	常圧蒸留による原料由来の芳ばしいエステル類の香りが豊かである。
		上品	香りがおだやかで整っている。
	悪い	ガス臭	常圧蒸留等で蒸留直後に感じられる硫化臭様の特有の臭い。
		初留臭	初留に多くでるアセトアルデヒド、エステルを主とする低沸点成分の臭い。
		末だれ臭	蒸留の末期に出てくる臭い。蒸留の際に炭水化物の加熱分解により製成するフルフラール等が蒸留方法・操作の不適正さによって過剰に製成されることによる欠点。
		油臭	油性物質が酸化した臭い。
		コゲ臭	焦げた臭い。
		酸臭	酢酸・酪酸等の揮発酸の臭い。
		ゴム臭	ゴムの移り香、又はゴムと思われる臭い。
		ろ過臭	ろ紙、ろ材又はろ過助剤に起因する臭い。又はろ過工程でついたと思われる異臭。
		アルコール臭	アルコール成分そのものの臭いが目立つ。香り成分が少ないときに多い。
		エステル臭	過度なエステルの臭い。
		ジアセチル臭	ジアセチル(ダイアセチル)の臭い。
		ヤニ臭	芋のヤニに起因する臭い。
		原料不良	低品質の原料に由来する臭い。
		容器臭	樹脂容器、不良の木樽に起因する臭い。
		アルデヒド臭	主にアセトアルデヒドの刺激的な臭い。
カビ臭	カビの臭い。		
味	良い	きれい	味が上品であり、キレが良い、軽快な味。
		なめらか	味の調和がとれていてバランスが良い。角がない。
		濃醇	味が濃く、調和している。後味が力強く好ましい。
		適度な甘味	ほのかに感じる甘味が味に丸みを与え良い。
	悪い	うすい	味がうすく又は平凡で物足りない。
		辛い	味の辛味が目立つ。
		渋味	口の中に渋味が残る。
		苦味	口の中に苦味が残る。
		雑味	味が多すぎて上品さに欠ける。
		重い	味が鈍重ですっきりしない。

(3)ワイン

区分	評価	用語	内容
色 沢	良い	鮮やか	色が鮮やかできれい。
		明澄な	濁りがなく透き通った状態。
		光沢ある	テリがよい。
	悪い	くすんだ	透明度が悪く、曇った状態。
		濁り	澱のような浮遊物が見える状態。
		褐変	酸化により褐色に変化した色。
香 り	良い	第1アロマ	ぶどうの品種等に由来する香り。果実香ともいう。
		第2アロマ	酵母のアルコール発酵、乳酸菌のマロラクティック発酵によって生じる香気成分。
		ブーケ	樽香も含む熟成香、エステル形成等複雑な反応でつくられる香り。
	悪い	くき臭	ぶどうの茎(梗)に起因する臭、赤ワインに多い。
		亜硫酸臭	過剰な亜硫酸量による、つんと鼻を刺す臭い。
		硫黄臭	ゆで卵のような硫化水素の刺激臭。
		酵母臭	酵母が自己消化した不快な臭い。
		酸臭	主に酢酸又は酪酸の揮発酸の臭い。
		ジアセチル臭	ジアセチル(ダイアセチル)の臭い。
		産膜臭	産膜酵母が産生する不快な臭い。汚染の初期にはアルデヒド臭、汚染の進行に伴い酢エチ臭となる。
		酸化臭	酸化により、生成する不快な臭い。
		コルク臭	不良コルクから由来するカビ臭又は木香とほこり臭の混じった臭い。
		樽くせ	手入れの悪い樽を使用した時に付く臭い。
		アルデヒド臭	主にアセトアルデヒドの刺激的な臭い。
		味	良い
調和	味の調和がとれていてバランスがよい。		
悪い	うすい		味がうすく物足りない。
	単調		味が平凡で物足りない。
	酸不足		酸が少なすぎるため、平板でしまりのない味。
	甘うく		甘味が浮き、目立つ。
	酸うく		酸味が浮き、目立つ。
	渋味うく		渋味が浮き、目立つ。
苦味	口中に苦味が残る。		

28 酒税収入の累年比較

年 度	国 税 収 入		酒 税 収 入			間 接 税 比 率
	総 額	対 前 年 比	収 入 額	対 前 年 比	対国税収入	
	億円	%	億円	%	%	%
昭和						
15	42	-	3	-	6.7	30.5
20	115	-	11	-	9.7	30.3
25	5,702	-	1,054	-	18.4	43.0
30	9,364	-	1,605	-	17.1	48.6
35	18,010	-	2,485	-	13.8	45.7
40	32,785	-	3,529	-	10.8	40.8
45	77,733	120.5	6,136	110.0	7.9	33.9
50	145,042	92.1	9,140	108.7	6.3	30.7
55	283,688	113.7	14,243	97.5	5.0	28.9
56	304,551	107.4	16,639	116.8	5.5	29.9
57	320,031	105.1	17,713	106.5	5.5	29.2
58	341,621	106.7	18,126	102.3	5.3	29.0
59	367,748	107.6	18,600	102.6	5.1	28.5
60	391,502	106.5	19,315	103.8	4.9	27.2
61	428,510	109.5	19,725	102.1	4.6	26.9
62	478,068	111.6	20,815	105.5	4.4	26.7
63	521,938	109.2	22,021	105.8	4.2	26.8
平成元	571,361	109.5	17,861	81.1	3.1	25.8
2	627,798	109.9	19,350	108.3	3.1	26.3
3	632,110	100.7	19,742	102.0	3.1	26.7
4	573,964	90.8	19,610	99.3	3.4	29.3
5	571,142	99.5	19,524	99.6	3.4	30.6
6	540,003	94.5	21,127	108.2	3.9	33.4
7	549,630	101.8	20,610	97.6	3.8	33.9
8	552,261	100.5	20,707	100.5	3.7	34.7
9	556,003	100.7	19,619	94.7	3.5	36.6
10	511,975	92.1	18,983	96.8	3.7	40.7
11	492,138	96.1	18,717	98.6	3.8	42.8
12	527,209	107.1	18,164	97.0	3.5	38.7
13	499,684	94.8	17,654	97.2	3.5	40.5
14	458,442	91.7	16,804	95.2	3.7	43.7
15	453,694	99.0	16,842	100.2	3.7	43.9
16	465,267	102.6	16,570	98.4	3.6	42.4
17	472,148	101.5	16,250	98.1	3.4	42.7

(注) 本表は、国税のみについて作成したが、国税には、地方道路税及び特別とん税等を含み、平成15年度までは決算額、平成16年度は補正後予算額(案)、平成17年度は当初予算額(案)である。

30 酒類の課税数量の推移（国税局分及び税関分の合計）

種類別		年度							
		平 6	11	14	15	16	対6年度比	対11年度比	
		KL	KL	KL	KL	KL	%	%	
清 酒		1,243,259	1,060,932	897,671	841,631	752,969	60.6	71.0	
合 成 清 酒		47,956	56,847	67,250	64,275	63,899	133.2	112.4	
しち よゆ	甲 類	341,808	410,157	482,925	511,423	518,930	151.8	126.5	
	乙 類	275,267	345,762	395,007	470,545	534,366	194.1	154.5	
う	計	617,074	755,925	877,932	981,968	1,053,295	170.7	139.3	
み り ん		91,874	158,254	106,653	108,518	107,853	117.4	68.2	
ビ ール		7,412,774	5,820,003	4,299,056	3,955,480	3,837,413	51.8	65.9	
果酒	果 実 酒	145,690	278,503	269,665	247,995	240,791	165.3	86.5	
	甘味果実酒	11,161	15,744	10,048	8,287	7,070	63.3	44.9	
実類	計	156,851	294,253	279,715	256,283	247,862	158.0	84.2	
ウキ	ウイスキー	168,485	130,880	105,684	96,664	86,117	51.1	65.8	
イ	ブランデー	35,897	22,638	14,898	13,381	11,260	31.4	49.7	
ス類	計	204,379	153,517	120,581	110,047	97,376	47.6	63.4	
スピリッツ類		32,925	25,560	29,224	52,391	81,178	246.6	317.6	
リキュール類		222,861	388,161	587,000	615,134	732,331	328.6	188.7	
雑酒	発 泡 酒	31,064	1,441,285	2,645,677	2,526,827	2,307,609	7,428.6	160.1	
	粉 末 酒	10,029	11,140	11,977	54,225	271,540	2,707.5	2,437.5	
	その他の雑酒								
計	41,095	1,452,426	2,657,654	2,581,053	2,579,149	6,276.1	177.6		
合 計		10,071,062	10,165,886	9,922,747	9,566,774	9,553,326	94.9	94.0	

(注) 16年度は速報値である。

31 酒類の輸入数量の推移

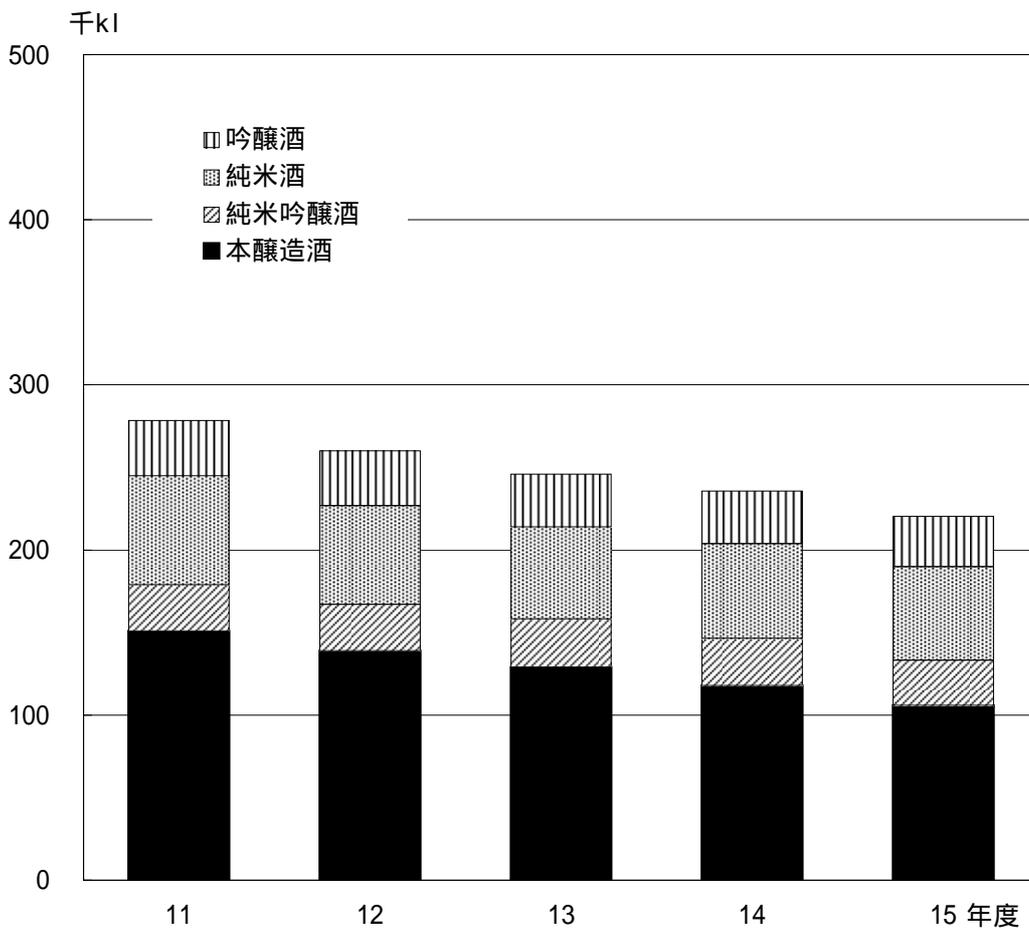
種類別		年度							
		平 6	11	14	15	16	対6年度比	対11年度比	輸入 国産 + 輸入
		KL	KL	KL	KL	KL	%	%	%
清 酒		135	130	134	227	101	74.8	77.7	0.0
合 成 清 酒		-	8	0	0	0	-	-	0.0
しち よゆ	甲 類	11,953	51,317	79,096	80,613	87,612	733.0	170.7	16.9
	乙 類	30	112	590	1,655	1,786	5,953.3	1,594.6	0.3
うう	計	11,983	51,429	79,686	82,268	89,398	746.0	173.8	8.5
みりん		-	550	767	867	1,011	-	183.8	0.9
ビール		327,061	40,552	28,350	26,118	27,297	8.3	67.3	0.7
果酒	果実酒	81,702	158,318	164,855	158,996	160,521	196.5	101.4	66.7
	甘味果実酒	2,888	3,170	3,868	3,443	3,068	106.2	96.8	43.4
実類	計	84,590	161,488	168,724	162,440	163,590	193.4	101.3	66.0
ウキ イ ス類	ウイスキー	42,391	27,644	23,492	19,615	16,829	39.7	60.9	19.5
	ブランデー	9,826	5,048	4,201	3,540	3,106	31.6	61.5	27.6
計		52,217	32,693	27,693	23,156	19,934	38.2	61.0	20.5
スピリッツ類		6,267	8,954	9,202	8,831	7,991	127.5	89.2	9.8
リキュール類		6,571	10,581	16,112	17,903	21,686	330.0	205.0	3.0
雑酒	発泡酒	4,626	41,547	45,186	38,409	29,253	632.4	70.4	1.3
	粉末酒	5,201	7,779	9,066	9,444	11,019	211.9	141.7	4.1
	その他の雑酒								
計		9,828	49,327	54,251	47,853	40,272	409.8	81.6	1.6
合 計		498,654	355,713	384,919	369,663	371,282	74.5	104.4	3.9

(注) 本表は、「酒税課税高等報告書」による。

32 特定名称の清酒のタイプ別課税移出数量の内訳表（国税局分）

酒造年度 タイプ	平11		12		13		14		15	
	数量	構成比	数量	構成比	数量	構成比	数量	構成比	数量	構成比
吟醸酒	33,829	3.2	33,186	3.3	32,124	3.3	31,828	3.5	30,547	3.6
純米酒	65,827	6.2	59,781	6.0	55,785	5.8	57,372	6.3	56,616	6.7
純米吟醸酒	28,138	2.6	28,227	2.8	29,130	3.0	28,567	3.1	27,602	3.3
本醸造酒	150,719	14.2	138,798	13.8	128,966	13.4	117,830	12.9	105,547	12.5
計	278,514	26.2	259,992	25.9	246,005	25.5	235,597	25.7	220,312	26.1
総移出数量	1,062,102	100.0	1,004,649	100.0	963,679	100.0	915,140	100.0	843,685	100.0

(注) 1. 出典：「清酒の製造状況等について」（国税庁調）
 2. 課税移出数量は総課税移出数量（実数）による。



33 各国別人口1人当たりアルコール飲料消費数量の推移

(アルコール分100%換算)

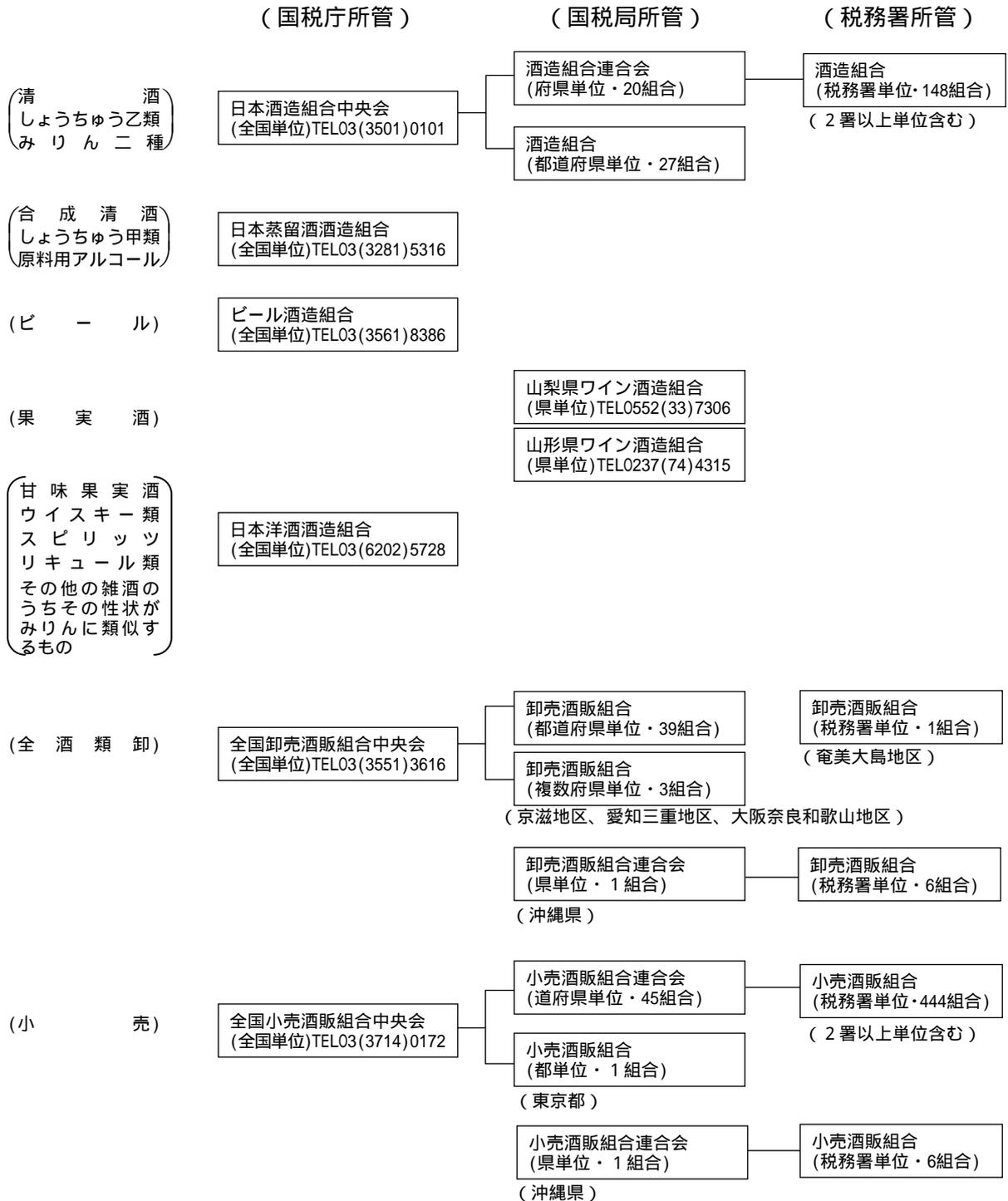
順位	国名	主として 2000年	主として 2001年	主として 2002年	2002年 2001年
		リットル	リットル	リットル	%
1	ルクセンブルグ	13.2	12.4	11.9	96.0
2	ハンガリー	10.9	11.1	11.1	100.0
3	アイルランド	10.7	10.8	10.8	100.0
4	チエコ	11.0	10.9	10.8	99.1
5	ドバイ	10.5	10.4	10.4	100.0
6	フランス	10.4	10.5	10.3	98.1
7	ポルトガル	10.3	10.3	9.7	94.2
8	スเปน	9.8	9.8	9.6	98.0
9	スイギリ	8.4	9.1	9.6	105.5
10	デンマーク	9.5	9.5	9.5	100.0
11	オーストリア	9.2	9.0	9.2	102.2
12	キプロ	7.4	7.9	9.1	115.2
13	スロバキア	9.2	9.2	9.0	97.8
14	スロバキア	8.9	8.7	8.8	101.1
15	ロシア	8.6	8.6	8.6	100.0
16	ルーマニア	7.4	9.9	8.5	85.9
17	オランダ	8.2	8.1	8.0	98.8
18	ベラルーシ	8.4	8.1	7.9	97.5
19	ギリシャ	8.0	7.9	7.8	98.7
20	ラトビア	7.7	7.5	7.7	102.7
21	フィンランド	7.1	7.4	7.7	104.1
22	イタリア	7.7	7.4	7.4	100.0
23	オーストラリア	7.4	7.4	7.3	98.6
24	ニュージーランド	6.8	6.6	6.9	104.5
25	カナダ	6.6	6.7	6.9	103.0
26	アメリカ	6.8	6.8	6.7	98.5
27	ポランド	6.7	6.3	6.6	104.8
28	日本	6.5	6.5	6.5	100.0
29	アルゼンチン	6.4	6.3	6.3	100.0
30	エストニア	5.6	5.7	6.2	108.8
31	ウルグアイ	6.0	5.8	5.9	101.7
32	ブルガリア	6.3	6.0	5.4	90.0
33	アイスランド	4.7	4.9	5.0	102.0
34	スウェーデン	4.9	4.9	4.9	100.0
35	チリ	5.3	4.9	4.9	100.0
36	マタラ	5.2	5.0	4.9	98.0
37	ベネズエラ	5.0	5.0	4.8	96.0
38	南アフリカ	4.8	4.8	4.7	97.9
39	ノルウェー	5.0	4.4	4.4	100.0
40	タイ	4.4	4.5	4.3	95.6
41	ブラジル	4.2	4.1	4.2	102.4
42	コロンビア	4.1	4.0	3.9	97.5
43	中国	3.8	3.8	3.8	100.0
44	台湾	3.0	3.1	3.1	100.0
45	メキシコ	3.2	3.2	3.1	96.9

(注1) 順位は、2002年の数量に基づく。

(注2) 本表は、オランダ蒸留酒生産局調べの資料によった。

34 酒類業組合等構成図表

(1) 酒類業組合法に基づく組合



(2) 主な任意団体

(洋 酒 輸 入)	日本洋酒輸入協会 (全国単位)TEL03(3503)6505
(果 実 酒)	日本ワイナリー協会 (全国単位)TEL03(6202)5728
(み り ん 一 種)	全国味淋協会 (全国単位)TEL03(3281)5316
(ピ ー ル)	全国地ビール醸造者協議会 (全国単位)TEL03(3797)0707

CC1-3007

37 「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書



平成 年 月 日		整理番号		(電話)		局番
税務署長 殿		報告者		(住所)		
				(氏名又は名称及び代表者氏名)		
(酒類販売管理者の氏名及び年齢) (歳)		(酒類小売販売場の所在地及び名称)				
(酒類販売管理研修の受講状況) 1: 受講済 直近の研修受講年月日 (平成 年 月 日) 2: 未受講		(店舗全体の面積) m ²		(営業時間) 時 分 ~ 時 分・24 時間		
		(酒類売場の面積) m ²		(定休日:)		
(酒類販売管理者に代わる責任者の人数及び氏名等) 総数: 名						
氏名 (年齢)	指名の基準	氏名 (年齢)	指名の基準	氏名 (年齢)	指名の基準	
(歳)		(歳)		(歳)		
(歳)		(歳)		(歳)		
(歳)		(歳)		(歳)		
(注)「指名の基準」欄には、次の《責任者の指名の基準》のいずれかに該当する番号を記載してください。						
《責任者の指名の基準》						
以下 ~ に掲げるいずれかに該当する場合には、当該販売場において酒類の販売業務に従事する者の中から酒類販売管理者に代わる者を責任者として必要な人数を指名し、配置してください。						
夜間(23時から翌日5時)において、酒類の販売を行う場合(成年者の指名をお願いします。)						
酒類販売管理者が常態として、その選任された販売場に長時間(2~3時間以上)不在となることがある場合						
酒類売場の面積が著しく大きい場合(100平方メートルを超えるごとに、1名以上の責任者を指名)						
同一建物内において酒類売場を設置している階が複数ある場合(酒類販売管理者のいない各階ごとに、1名以上の責任者を指名)						
同一の階にある複数の酒類売場が著しく離れている場合(20メートル以上離れている場合)						
複数の酒類売場が著しく離れていない場合であっても、同一の階において酒類売場の点在が著しい場合(3箇所以上ある場合)						
その他酒類販売管理者のみでは酒類の適正な販売管理の確保が困難と認められる場合						
(免許条件)						
1: 製造 2: 小売業(卸小売兼業を含む) 3: 期限付小売業(免許期間:平成 年 月 日~ 年 月 日)						
(小売販売場の業態等の区分)						
1: 一般酒販店(酒屋、酒類専門店等) 2: コンビニエンスストア 3: スーパーマーケット 4: 百貨店						
5: 1~4以外の量販店(ディスカウントストア等) 6: 業務用卸主体店、6: ホームセンター・ドラッグストア、						
6: その他()						
「6: その他」については、4面の記載要領の5を参照して記載してください。						
平成 年 4 月 1 日現在(期限付酒類小売業免許を受けた者は上記の免許期間)における未成年者の飲酒防止に関する表示基準(以下「表示基準」という。)の実施状況及び酒類販売管理者が行う助言等について、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第91条及び同法施行規則第11条の16の規定により報告します。また、酒類の適正な販売管理の確保のための取組状況及び自動販売機の設置状況等について併せて報告します。						
項 目		区 分		税務署整理欄 (実態確認状況)		
表示基準 の実施状況等	1 酒類の陳列場所を設けて販売している。 (注)1 4面の5に掲げる特殊酒類小売業免許のうち、F.G.I.JまたはNの免許により販売している場合は、「いいえ」に「 」を付してください。 2 「いいえ」に「 」を付した方は、次の(1)から(4)の記載は不要です。		はい・いいえ			
	(1) 酒類と他の商品との売場を壁や間仕切り等で分離している。		はい・いいえ		適(分離・区分) 不適	
	(2) 消費者が酒類に触れられない状態に置き、手渡しで販売している。		はい・いいえ		適 不適	
	(3) 酒類の陳列場所に、表示基準に則って「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨の表示を行っている。		はい・いいえ		適 不適	
	(4) 酒類の陳列場所に、表示基準に則って次の表示を行っている。 「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨 「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨		はい・いいえ はい・いいえ		適 不適	

この報告書は1面から3面まで記載欄がありますので4面の記載要領を参照の上、記載してください。

	項 目	区 分	税務署整理欄 (実態確認状況)
表示基準の 実施状況等	2 酒類の通信販売(インターネットを含む)を行っている。 (注)1 この表示基準でいう「通信販売」とは、「通信販売酒類小売業免許」(4面参照)を付与されて行うものに限らず、一般酒類小売業者が免許条件の範囲内で行う通信販売を含み、商品の内容・価格などをカタログ、新聞折込チラシなどで提示し、郵便、電話、ファックスなどの方法で注文を受けて行う販売をいいます。 2 「いいえ」に「 」を付した方は、次の(1)及び(2)の記載は不要です。	はい・いいえ	
	(1) 酒類の通信販売(インターネットを含む)における広告、カタログ、申込書、納品書等に、表示基準に則って「未成年者に対しては酒類を販売しない」旨の表示を行っている。	はい・いいえ	適 不適
	酒類の購入申込書等に年齢記載欄を設けている。	はい・いいえ	適 不適
	(2) 酒類の配達を行う旨のチラシに「未成年者に対しては酒類を販売しない」旨の表示を行っている。	はい・いいえ	適 不適
	3 酒類の自動販売機を設置している。 (注)酒類の自動販売機を設置している場合は、3面の《酒類の自動販売機に対する表示基準の実施状況等》にも記載してください。	はい・いいえ	有 無 (改良型 台) (改良型以外 台)
助言等の 状況	1 酒類販売管理者は、酒類販売場において酒類の販売業務に関する法令を遵守した業務(表示基準の遵守、未成年者飲酒防止等)が行われるよう小売業者に助言し、酒類の販売業務に従事する従業員等に対して指導を行っている。	はい・いいえ	適 不適
	2 酒類の販売業務に従事する従業員等に対して、法令の知識習得等を目的とした研修等を実施している。	はい・いいえ	適 不適

《酒類の適正な販売管理の確保のための取組状況》

	項 目	区 分	税務署整理欄 (実態確認状況)
未成年者の 飲酒防止関係	1 未成年と思われる者に対して、年齢確認を行っている。	はい・いいえ	適 不適
	2 直近1年以内に未成年者の飲酒防止に関するポスターを掲示したことがある。	はい・いいえ	有 無
	3 「その他の取組」の概要 (上記以外の取組をしている場合にその内容を具体的に記載してください。(例)「レジに啓発のためのグッズ等を置いている」、「レジ袋に未成年者の飲酒防止啓発のための表示をしている」等)		
飲酒運 転の防 止関係	1 酒類の陳列場所、店頭、レジ等に「飲酒運転は禁止されている」旨の表示又は飲酒運転の防止に関するポスターの掲示を行っている。	はい・いいえ	有 無
	2 自動車等で来店したと思われる者に対して「飲酒運転をしないように」といった一声運動を行っている。	はい・いいえ	有 無
	3 「その他の取組」の概要 (上記以外の取組をしている場合にその内容を具体的に記載してください。)		
酒類容 器のリ サイク ル関係	1 リターナブルびんを使った酒類を販売している。	はい・いいえ	有 無
	リターナブルびんの回収を行っている。	はい・いいえ	有 無
	酒類の陳列場所、店頭、レジ等に「リターナブルびんの回収を行っている」旨の表示を行っている。	はい・いいえ	有 無
	2 直近1年以内に酒類容器のリサイクルに関するポスターを掲示したことがある。	はい・いいえ	有 無
	3 「その他の取組」の概要 (上記以外の取組をしている場合にその内容を具体的に記載してください。)		

項 目	区 分	税務署整理欄 (実態確認状況)
適正飲酒関係	1 直近 1 年以内に適正飲酒に関するポスターを掲示したことがある。	はい・いいえ 有 無
	2 「その他の取組」の概要 (上記以外の取組をしている場合にその内容を具体的に記載してください。)	
販売管理者	1 販売場の見やすい場所に酒類販売管理者の氏名を掲示している。	はい・いいえ 適 不適
	2 販売場の見やすい場所に酒類販売管理研修の受講実績を掲示している。	はい・いいえ 適 不適

酒類の自動販売機を設置している場合は、次の項目にも記載してください。設置していない場合には記載する必要はありません。

《酒類の自動販売機に対する表示基準の実施状況等》

順 号					税務署整理欄 (実態確認状況)	
自動販売機の設置年月	昭平 年 月	昭平 年 月	昭平 年 月	昭平 年 月		
自動販売機の種類	改良型・改良型以外	改良型・改良型以外	改良型・改良型以外	改良型・改良型以外		
自動販売機の設置位置	店内・店外	店内・店外	店内・店外	店内・店外		
表示基準の実施状況等	未成年者の飲酒は禁止されている旨	有・無	有・無	有・無	有・無	適・不適
	免許者の氏名又は名称	有・無	有・無	有・無	有・無	適・不適
	酒類販売管理者の氏名	有・無	有・無	有・無	有・無	適・不適
	連絡先の所在地及び電話番号	有・無	有・無	有・無	有・無	適・不適
	販売停止時間	有・無	有・無	有・無	有・無	適・不適
店外販売機の改良型以外の酒類自動	(1) 撤廃の予定等を次から1つ選択し記号をで囲んでください。 (イ 早急に撤廃予定 □ 早急に改良型に切替予定 △ 稼働させていない ニ 撤廃する予定はない)	イ・□・△・ニ	イ・□・△・ニ	イ・□・△・ニ	イ・□・△・ニ	
	(2) (1)で「イ」又は「ニ」を選択した場合には撤廃予定日又は改良型への切替予定日を記載してください。	撤廃等予定年月日 年 月 日	撤廃等予定年月日 年 月 日	撤廃等予定年月日 年 月 日	撤廃等予定年月日 年 月 日	
	(3) (1)で「ニ」を選択した場合には撤廃しない具体的な理由を右欄から選択し記号をで囲んでください。	a 経済的な理由(売上高の減少、撤廃・改良型切替の費用負担困難) b 周辺地域の酒類店が撤去していない c その他 { 具体的に: }				
表示基準を遵守しない理由	(1) 表示基準を遵守しない場合その理由を次から1つ選択し記号をで囲んでください。 (イ 基準を知らなかった □ 基準を理解していなかった △ 表示し忘れていた ニ 消えていたことに気付かなかった)	イ・□・△・ニ	イ・□・△・ニ	イ・□・△・ニ	イ・□・△・ニ	
	(2) 表示基準を遵守した表示を行う予定日を記載してください。	表示予定年月日 年 月 日	表示予定年月日 年 月 日	表示予定年月日 年 月 日	表示予定年月日 年 月 日	
販売停止等のためのタイマーの設置の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	適・不適	
セレクトボタン部分への酒類である旨の表示の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	適・不適	

4 面の記載要領を参照のうえ記載してください。

【 記 載 要 領 】

- 1 酒類小売業者の方は、酒類小売販売場ごとにこの報告書を作成し、4 月 30 日まで（期限付小売業者の方は、販売期間終了後から 1 週間以内）に販売場を所轄する税務署に提出してください。
- 2 該当する「番号」、「はい」、「いいえ」、「有」、「無」等に 印を付してください。
- 3 「 税務署整理欄」には、何も記載しないでください。

1 面関係

- 4 「酒類販売管理研修の受講状況」欄には、酒類販売管理者の研修受講状況を記載してください。また、「直近の研修受講年月日」欄には、直近に受講した「酒類販売管理研修」又は 3 年ごとの「定期研修」の受講日を記載してください。
- 5 「小売販売場の業態等の区分」欄の「その他」の（ ）内には、具体的な業態を記入してください。なお、特殊酒類小売業免許を付与されている方は、次の区分に応じた記号を記載してください。

記号	免 許 名	記号	免 許 名	記号	免 許 名
A	みりん小売業免許	F	船用品等取扱業者酒類小売業免許	K	輸入品売場における輸入酒類の小売業免許
B	観光地等酒類小売業免許	G	通信販売酒類小売業免許	L	役員及び従業員に対する小売業免許
C	船舶内等酒類小売業免許	H	期限付酒類小売業免許	M	ゴルフ場のクラブハウス内売店における酒類の小売業免許
D	駅構内等酒類小売業免許	I	製菓用等の原料用酒類の小売業免許	N	商店街の共同配送事業場における酒類の小売業免許
E	競技場等酒類小売業免許	J	自己輸入酒類の小売業免許		

- 6 「通信販売酒類小売業免許」とは、「2 都道府県以上の広範な地域の消費者を対象として、酒類の通信販売（商品の内容、販売価格その他の条件をカタログを送付する等（インターネット等によるものを含む。）により提示し、郵便、電話その他の通信手段により売買契約の申込みを受けて当該提示した条件に従って行う商品の販売をいう。）を行う場合に限定」して付与される販売業免許です。
- 7 表示基準の実施状況等 の 1 の(4)の酒類の陳列場所の表示については、平成 17 年 10 月 1 日以降、「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示が「20 歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示に改正されました。ただし、平成 17 年 9 月 30 日までに酒類の製造免許又は販売業免許を取得した酒類小売販売場においては、平成 19 年 9 月 30 日まで従前の「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示によることができます。

3 面関係

- 8 「自動販売機の種類」欄は、設置している自動販売機が改良型自動販売機である場合には「改良型」を、改良型以外自動販売機である場合は「改良型以外」を で囲んでください。

【注】 改良型自動販売機とは、対面交付した磁気カードや運転免許証を読み取ることによって稼働可能となる等、未成年者による酒類の購入を防止することが可能と認められる自動販売機をいいます（現行の酒類自動販売機にカードや運転免許証の読み取り装置等を装着することにより、同様の機能を有することとなるものを含みません。）。

- 9 「自動販売機の設置位置」欄は、設置している酒類の自動販売機が、店舗の屋内に設置され店内に入らなければ購入することができない状態となっている場合には「店内」を、それ以外の場合には「店外」を で囲んでください（例：店舗の敷地内であっても屋外に設置されている場合には「店外」となります）。
- 10 「店外の改良型以外の酒類自動販売機の撤廃予定の状況等」欄の(1)は、店外に改良型以外の酒類の自動販売機を設置している場合に、その撤廃予定の状況等をイから二のうちの一つを選択し、記載欄の該当箇所を で囲んでください。

【参考】 全国小売酒販組合中央会は、平成 7 年 5 月に、平成 12 年 5 月を期限とする現行の酒類自動販売機の撤廃決議を行い、国税庁としても、平成 7 年 7 月に「酒類自動販売機に係る取扱指針」を制定し、酒類販売業者に対して、新たに酒類自動販売機を設置する場合には、改良型自動販売機以外は設置しない、また改良型自動販売機以外の酒類自動販売機については、撤廃又は改良型自動販売機への切換えを行うよう必要な助言を行ってきています。

- 11 「表示基準を遵守しない理由」欄の(1)は、「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」を遵守していない場合に、その理由をイから二のうちの一つを選択し、記載欄の該当箇所を で囲んでください。
また、今後、表示をする予定日を(2)の記載欄に記載してください。

税務署整理欄